令和８年第５回那須烏山市議会９月定例会（第３日）

令和８年９月３日（木）

開議　午前１０時００分

散会　午後　３時０１分

◎出席議員（１４名）

１番	佐　藤　利　奈	２番	束　原　勇　二
３番	秋　葉　泰　輔	４番	小　室　　悟
５番	佐々木　　豊	６番	大　橋　　誠
７番	髙　木　洋　一	８番	堀　江　清　一
９番	青　木　敏　久	１０番	矢　板　清　枝
１１番	小　堀　道　和	１２番	相　馬　正　典
１３番	渋　井　由　放	１４番	平　塚　英　教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川　俣　純　子
副市長	熊　倉　精　介
教育長	内　藤　雅　伸
会計管理者兼会計課長	木　曽　賢　治
総合政策課長	関　　雅　人
まちづくり課長	星　　貴　浩
総務課長	平　山　茂　樹
税務課長	川　俣　謙　一
市民課長	永　島　一　広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡　　誠
こども課長	草　分　知賀子
農政課長	小　口　正　一
商工観光課長	髙　野　成　彰
建設課長	菊　池　章　夫
都市整備課長	松　鳥　和　行
上下水道課長	石　嶋　賢　一

学校教育課長	齋　藤　浩　文
生涯学習課長	塩野目　豊　一

◎事務局職員出席者

事務局長	菊　地　唯　一
書　　記	佐　藤　博　樹
書　　記	大　塚　勇　人

○議事日程

日程　第　１　一般質問について（議員提出）

―――

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

［午前１０時００分開議］

○議長（相馬正典）　　おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場へ足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は１４名全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　一般質問について

○議長（相馬正典）　　日程第１　一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、一般質問のルールにつきましては、議会運営に関する申合せのとおりでございますので、質問答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いをいたします。

通告に基づき、３番秋葉泰輔議員の発言を許します。

３番秋葉泰輔議員。

〔３番　秋葉泰輔　登壇〕

○３番（秋葉泰輔）　　皆様、おはようございます。相馬議長より発言の許可をいただきました、議席番号３番秋葉大輔です。傍聴席の皆様、そして、映像配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

今回、初めての一般質問となります。不慣れな点、あると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

また、最初に１点だけお伝えさせていただきます。実は私、左耳に結構な難聴があります。大変失礼ではございますが、答弁が聞き取れなかった場合、再質問ではなく確認のためお尋ねすることがあるかもしれません。あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回は、小中学校不登校対策と、障がい者自立支援を目的とした排せつ予測支援機器の活用の２点について質問させていただきます。

いずれも、実際に市民の皆様からお話を伺い、私自身も調査を進めてきたテーマでございます。執行部の皆様には、ぜひ前向きな答弁をお願い申し上げます。

それでは、質問者席より質問させていただきます。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　それでは、１つ目の質問、小中学校の不登校対策について質問いたします。

全国的に不登校児童・生徒数は、年々増加しております。最新のデータですと、小学校では２．３％、中学校６．７９％、１２年連続で上昇している状況でございます。本市においても、重要な教育課題の１つとなっていると思います。

私は学習塾講師として、学校へ行きたくても行けない子供、その保護者と接する機会が多数あります。そこで強く感じるのは、不登校で最も苦しんでいるのは、もちろん子供だけではなく、その保護者でもあるということです。どうやって接すればいいか分からない。行かせなければいけないのか。育て方が悪かったのではないか。自分を責め、先が見えず、不安を抱えながら日々を過ごしている保護者は、決して少なくありません。

私、塾講師として多くの子供たちと接してきました。その中で感じるのは、不登校の相談に来られる保護者の多くが、誰にも相談できず、１人で悩み続けていたという例が多いということです。不登校支援とは、子供への支援だけではなく、その子供を支える保護者への支援も含めて考える必要があります。そのような視点から何点か質問させていただきます。

まず、１つ目の質問です。市内小中学校では、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的・身体的要因により、年間３０日以上欠席した状態の児童・生徒が、何名いるのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　市内小中学校の不登校の状況についてお答えいたします。

教育委員会として把握している令和７年度の不登校の児童・生徒数は、小学校が１８名、中学校が４３名となっており、在籍者に対する出現率は、小学校が２．１％、中学校が８．７％でございます。

令和６年度と比較しますと、不登校の児童・生徒数は、小学校が１０名減、中学校が４名増となってございますので、出現率は、小学校が１．０ポイント減り、中学校が１．５ポイント増加となっております。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　令和７年度と令和６年度について御答弁いただきました。

これまでの年齢の推移についても、把握されていますでしょうか。令和６年度と比べると、今、答弁いただきましたが、それはずっと比べると増加傾向にあるのか、横ばいなのか、どのような分析があるのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　御質問にお答えいたします。

年度による推移については、把握をしております。なお、年度によってやはり違いますが、

近年は全国の傾向と同様に緩やかな増加傾向にあるというふうに分析しております。

なお、これはあくまでも不登校の定義が、累計で３０日という欠席で計算されているため、完全に学校に来ないというわけではありませんので、そこは御理解いただきたいなと思います。

また、増加の要因としましては、小中学校ともに、学校生活においてやる気が出ない、それから、生活の不調というのが多くなっております。これは、全国でもやはり同様の傾向となっております。

ただしかしながら、やる気が出ないという場合につきましては、やはり直接的な要因というものがあるのではないかというふうに思っておりますので、その課題というのが、今、把握が課題となっている状況であります。

また、中学校では、学業不振や親子の関わり方なども要因の１つとなっております。

不登校の要因につきましては、１つとは限らないため、状況に応じて個々に対応することが必要であるというふうにこちらで分析しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　３０日以上などという不登校の定義には至っていないものの、例えば、欠席が増えている、登校渋りがあるなど、不登校になる可能性がある児童・生徒についても、市としては把握しているのか伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　先ほど、３０日というのが定義になっておりますが、不登校の状況につきましては、毎月学校のほうから報告をいただいております。それで、累計で、まず５日以上がある場合は、別なところでちょっとチェックをしてもらうとかという方法で、学校教育課のほうでは把握をして、それで日数が増えているようであれば、また、学校と協議して対応していくというような対応をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　では、次の質問に移らせていただきます。現在、市や学校では、不登校児童・生徒に対して、具体的にどのような支援を講じているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　不登校児童・生徒への支援についてお答えいたします。

国において、令和５年３月に「誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現する」ということを目的としたＣＯＣＯＬＯプランが取りまとめられました。プランでは、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。心の小さなＳＯＳを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが

安心して学べる場所にするという３つの柱が示され、本市も、この柱を踏まえた取組を推進しております。

具体的には、１つ目の柱である環境の整備としまして、中学校への校内教育支援センターの設置及び教育支援センター、いわゆるレインボーハウスの機能強化や、タブレット端末等を用いて、自宅でオンライン授業を受講できるなどの取組を進めております。

２つ目の柱である、チーム学校での支援につきましては、個々の児童・生徒に応じた学習支援の充実。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用。タブレット端末を活用した、心の健康観察による問題の早期把握等を実施しております。

また、３つ目の柱、学校をみんなが安心して学べる場所にするでは、欠席日数のデータなど、学校の風土を見える化して、関係者が課題への共通認識を持って取り組めるようにしています。また、学校で過ごす時間の中で、その中心となる授業の改善や、いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底などに取り組んでおります。

不登校は学習面だけでなく、心身の不調や人間関係、家庭環境に起因するなど、様々な要因が複雑に関わって生じております。そのため、児童・生徒の一人ひとりの状況や思いに寄り添い、本人の安全安心を最優先に、総合的な支援に努めてまいりますので、御理解くださるようにお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　様々な支援、行われていることは理解いたしました。

その一方で、それぞれの支援が十分に保護者へ周知され、必要な方に確実につながっているとの認識はあるのでしょうか。

また、その支援につながった後、その支援が、本人や保護者にとって適切だったのか確認するような仕組みはあるのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　御質問にお答えいたします。

保護者への周知につきましては、十分とは言い切れないと考えております。しかしながら、支援につきましては、これで十分というものではなく、常に一人ひとりの状況に応じて対応し、子供たちにとって最善の利益となるよう支援するということが必要と考えております。そのため、学校、保護者、地域で共通理解を持つことも必要ではないかというふうに考えております。

教育委員会としましては、先ほども申しましたとおり、各学校における月別の欠席状況、それから、情報等の把握をして未然防止につながるように心がけております。

また、研修につきましては、事例についての具体的検証というまでは行ってはおりません。

ただ、状況に応じてケース会議等を設けたり、個々の対応に取り組んでおります。

また、学校から、例えば、卒業した場合とかは関係機関、例えば、要保護児童対策の地域協議会とか、重層的支援体制の多機関協働推進会議などに諮って、ケースとして対応し、包括的に支援に取り組んでいるという状況でありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　ぜひとも、事例検討などをやってほしいと感じております。

また、この不登校支援というのは、本当に難しいと私も感じております。それはなぜかと言ったら、本人や保護者が、学校とのやり取りや、市教育委員会とのやり取りに負担を感じることがあるということです。そうなった場合、例えば、学校・教育委員会以外の相談先などを選択できるような体制になっているのか。それを、保護者や児童・生徒へ知らせているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　相談の体制です。そちらにつきましては、まず、学校というのが一番なんですが、教育委員会の中には、すこやか推進担当というものがありまして、そこに、心理士が３名常駐しております。

近年は、このすこやか推進担当のところに相談件数が比較的増えているというような状況でもありますので、相談しやすい体制づくりになっているのかなと思います。

また、市教育委員会、学校等に相談しにくい場合は、電話で県とかの相談窓口がありますので、そういったところに相談したり、あと不登校だけではないのですが、暴力とかであれば児相のほうの電話とかもありますので、そういったところで対応していくという状況になっております。

以上です。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　今の答弁の中で、学校以外の相談先はありますとのことでしたが、それを保護者、児童・生徒が知ることが難しいのではないかと感じるのですが、それについて考えを伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　相談窓口につきましては、比較的、毎年、ＬＥＢＥＲ等で、そういう不登校ばかりではないんですが、そういう相談窓口のチラシとか、また、県のほうからもそういうチラシが来ますので、随時発信しているというような状況になっております。

先ほども申しましたが、周知について十分かと言われますとなかなか難しいとは思いますが、一応、できる限りの周知を図っているという状況でありますので、御理解ください。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　次の質問に移らせていただきます。

現在は、先ほども出たように小学校の段階から、不登校傾向が見られる児童が増えています。

そんな中、現在、那須烏山市では、南那須中学校、烏山中学校に校内教育支援センターが設置されていると思いますが、小学校への設置について、今後はどのように考えているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　校内教育支援センターの小学校への設置についてお答えいたします。

校内教育支援センターにつきましては、議員の御指摘のとおり、現在、南那須中学校と烏山中学校に設置されており、設置以降、教室には入れないものの学校に登校できるようになった生徒が現れるなど、成果が上がりつつあります。しかしながら、令和７年度の運用開始から間もないため、支援体制及び運営体制において課題等を整理し、さらなる充実を図る必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、小学校への設置につきましては、中学校での運営効果を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　現在、検討中とのことですが、考えられる設置に当たっての課題となりそうなものというのは、場所、人員、予算というとどれでしょうか。お願いします。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　課題となる要因につきましては、まずは人材。あと、人材を雇うための予算。ここがやはり大きなところかなと。場所につきましては、比較的空き教室等もありますので、そういったところを活用できるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　では、次の質問に移らせていただきます。

不登校児童・生徒への対応について、市としては、教職員の間でどのような共通理解を図っているのかを伺います。児童・生徒や保護者の状況に応じた配慮、それぞれ一人ひとり違うのは当然だと思っていますが、それを徹底するため、研修や指導を行っているのか伺います。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　不登校児童・生徒への教師の対応についてお答えいたします。

各学校では、児童指導主任や生徒指導主事が中心となり、児童・生徒指導に関する校内研修を実施しております。研修では、不登校のみではない部分もありますが、いじめの定義や未然

防止への観点、実際に不登校となっている児童・生徒や家庭への対応について全職員で確認するなど、共通理解を図っております。

また、その研修の中では、どのような学校であれば登校できるのかというような、学校体制の支援のニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的な希望や願いに寄り添うことが必要であるということも確認をしております。

また、各学校では、新たな不登校を生まない、陥らせないという取組も行っております。先ほどの答弁の３つ目の柱と重なるところがありますが、子供たちが、学校に行きたくなるようなプラスの要因、すなわち保護因子と呼んでおりますが、この保護因子を増やしていく取組。例を申し上げますと、例えば、児童・生徒主体の学校行事を、子供主体で企画運営するとか、友達との関わりの場面を増やす。分かる楽しい授業を展開する。子供の活動を認め、称賛するような教員からの意図的な声かけを行うなど、学校全体で保護因子を増やす取組を工夫しており、市教育委員会では、各学校と情報共有をしながら、その支援に当たっているところでございます。

今後も不登校の背景理解や教育相談、支援計画の作成・評価に関する研修を充実させ、教職員の専門性の向上に向けた学校体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　文部科学省では、子供の意思を尊重し、教室復帰のみを目的としない支援が重要であるとしています。私も、その考えには賛同しております。

本市の学校、教職員、市としても、その考え方は共有されているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　お答えいたします。

文部科学省の、いわゆるＣＯＣＯＬＯプランの趣旨につきましては、先ほど話もありましたとおり、研修を通して周知したり、また、あと校長会、それから、国県からの通知をまた学校に配布するという形で、教職員の周知を図っております。

また、学校教育課におきましても、その趣旨を理解し、現在の状況を踏まえながら、どのような支援ができるのかというのを検討しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　では、本市の不登校支援において、学校へ再び登校することを最終的な目標とするのではなく、もちろん、それを最終目標としてもいい生徒・児童もいるとは思いますが、子供一人ひとりの状況に応じた学びや、社会とのつながりを確保することを重視して

いくという認識で、間違いないでしょうか。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　ＣＯＣＯＬＯプランの中には、秋葉議員おっしゃるとおり、教室復帰のみを目的としないというようなことが書かれています。

ただ一方では、学力低下に対応するための配慮も必要であるというような書かれ方をされていますので、そこを踏まえながら支援をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　では、次の質問に移らせていただきます。

私が保護者の方から様々な不登校や、様々な問題の相談を受ける中で、子供より親のほうが限界だったというケースを何度も見てきました。子供はもちろんですが、保護者が相談や支援を受ける場所があるだけで、状況が大きく変わることがあると思います。

現在、市政は保護者支援をどのように行っているのか。また、その相談体制があれば、それは十分であると考えているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　不登校対策に対する保護者の支援についてお答えいたします。

まず、保護者が相談できる窓口のことでございますが、先ほどの課長答弁と重複してしまいますが、本市では、各学校への相談窓口がございます。また、そのほか、学校教育課内のすこやか推進担当や教育支援センターレインボーハウスにおいても、随時、保護者からの相談を受けております。その他、こども課や健康福祉課の窓口に相談をしても、受け付けていただけるような連携を取っております。

また、次に、保護者支援につきましては、学校教育課の指導主事や心理士、教育相談員などが対応し、保護者が１人で悩みを抱え込まないよう、一緒に取り組むという信頼関係を築き、保護者に寄り添った相談体制を整えております。

不登校の要因・背景によっては、福祉・医療などの関係機関と連携し、本人や家庭の状況等を適切に把握した上で、解消に向けた働きかけを行う必要があるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療、福祉等の関係機関と連携し、それぞれの専門性を生かした継続的な支援につなげておるところでございます。そのような体制を構築しております。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　不登校対策という言葉を聞くと、学校へ戻すことが目的だと受け取られることがあります。しかし、私はそうではないと、それだけではないと考えております。大

切なのは、子供一人ひとりに合った学びの場、安心できる場所、安全基地、そういった居場所を確保して、その子らしく成長できる環境を整えることだと思っております。

そして、その子供を支え一番支えているのは、やはり保護者です。その保護者を孤立させないことも、同じぐらい重要だと思っております。子供を支える保護者が安心できれば、その安心というのは、必ず子供に伝わると思っております。全ての方にそう思っていただける支援体制が、本市にさらに広がることを期待し、この質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

本市では、既におむつ購入費助成などの支援を行っており、障がい者福祉の充実に取り組まれていると思います。その上で、近年では新しい福祉機器、福祉ＤＸも登場していることから、さらなる選択肢として質問いたします。

まず、１つ目です。本市のおむつ購入費助成制度の対象者及び利用者数について伺います。

本市ではその事業、在宅障害者紙おむつ等給付サービス事業を行っていると思いますが、この事業について、現在、どのような方が対象となっているのかと、利用人数について伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　紙おむつ等の給付サービス事業についてお答えいたします。

本事業は、在宅で生活をする障がい者の生活の質の向上と、介護をする家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しております。対象者の方には、月額５，０００円の紙おむつ券を給付し、所定の取扱い事業所で購入をしていただいております。

対象者は、現在、在宅で生活をしている方で、身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａ１またはＡ２、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを所持し、常時、失禁状態である方であり、現在のところ１２名の利用者がおります。人数は以上になっております。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　現在、１２名の方が利用されているということですか。

今回、私が排せつ支援について調べる中で感じたのは、おむつを給付するという現在の支援に加えて、できるだけトイレで排せつすることを支援するという視点も、重要なのではないかということです。

現在のおむつ給付という支援に加えて、可能な方については、トイレでの排せつを支援することで、おむつへの依存を減らしていくという視点も、障がい者自立支援として重要だと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか伺います。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　議員がおっしゃるとおり、可能な方についてトイレでの排せつを支援することは、障がい者の自立支援、生活の質の向上、そして尊厳の維持という観点から

極めて重要であると認識しております。

本市といたしましては、おむつ給付事業等、排せつ支援を含む各種福祉サービスを総合的に活用し、障がい者一人ひとりの状況や希望に応じた、きめ細かい自立支援に取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　では、次に排せつ予測支援機器について伺います。

現在、超音波で膀胱内の尿のたまり具合を測定し、排尿のタイミングを予測する機器が普及し始めております。

本市では、このような排せつ予測支援機器について、こういった機器があるということを把握しているのかを伺います。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　排せつ予測支援機器の把握についてお答えいたします。

排せつ予測支援機器は、令和４年度から介護保険法に基づく特定福祉用具の対象に含まれておりますが、本市の障がい者の日常生活給付支援の対象には含まれておりません。

本機器につきましては、主に介護施設や在宅介護の現場において、失禁予防やトイレ誘導の最適化、介護職員の業務負担軽減などを目的として、全国的に活用が広がりつつあることは存じております。

○議長（相馬正典）　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　それでは、この機器が単に排尿のタイミングを知らせるだけではなくて、排尿状況をデータとしてスマホアプリと連動して把握できることや、家庭、学校、福祉施設などでその情報を共有しながら、支援に活用できるということについても把握されているのでしょうか。

本市としても、こういう具体的な活用方法まで含めて、情報収集や研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（相馬正典）　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　排せつ予測支援機器につきましては、市内の福祉施設等で利用実績がございませんので、全国の先進事例などから、機器の活用方法の理解を深めているところでございます。

今後も先進導入自治体の導入のプロセスから、具体的な活用方法まで含めて、情報収集、調査研究を進めたいと考えております。

○議長（相馬正典）　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　次の質問に移らせていただきます。栃木県内ですと宇都宮市では、つ

い最近、令和８年度の４月から、排せつ予測支援機器であるＤＦｒｅｅというものを、日常生活用具給付の対象に追加しております。

宇都宮市が、制度導入を検討する際に市民の方から提出された利用者の資料というのも、私は確認しました。この事例では、この機器を家庭だけでなく、支援学校や放課後等デイサービスでも継続して使用し、その数値を基にトイレ誘導を行っています。

また、本市でも利用者の方が１人いらっしゃいます。短期間のレンタルで使用したのですが、おむつの使用料が従来のおよそ３分の１になった、負担がすごく軽減された、そして外出しやすくなったというお話を伺っております。

こうした具体的な例を踏まえて、本市での日常生活用具給付事業への追加について研究する考えがあるのかを伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　排せつ予測支援機器の日常生活用具給付対象への追加についてお答えいたします。

本市の日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障害者手帳をお持ちの方や、難病患者等の日常生活の利便性向上を支援するために必要な用具を給付する重要な施策であり、給付種目や対象者等は、市の規定により定めております。

秋葉議員御提案の排せつ予測支援機器につきましては、尿が出るタイミングが分かり、紙おむつの使用が減ることや、介護者の負担軽減につながるとされていますが、日常生活用具給付対象としている自治体は、まだ全国的にも少なく、県内では宇都宮市で、今年度導入が始まったところであります。

今後、対象者のニーズの把握に合わせて、当該機器の費用対効果、そして他市町の導入状況を注視し、情報収集と研究を進めてまいりたいと思います。

一度使った方が市にいるということは、情報も得やすいと思いますので、その辺も検討させていただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　ぜひとも導入の研究を、私も協力しますので、進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

こういった介護機器、介護ＤＸというのは、介護職員のためなどだけではなく、在宅で介護を続ける家族にとって大きな支えになると考えております。

本市では、介護する家族を支えるという視点から、今後、どのような施策・政策を充実させていくお考えでしょうか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　障害を持つ方を介護する家族支援施策についてお答えいたします。

障がい者や障がい児を介護する家族の負担は極めて大きく、その支援は、福祉施策における極めて重要な課題であると認識しております。

本市においては、介護者の孤立を防ぎ、支え合う体制づくりを視野に入れながら、重度障がい者への特別障害者手当や、障害児福祉手当、重度身心身障がい者の医療費助成、在宅障害者紙おむつ給付事業、障がい者福祉タクシー事業といった経済支援をはじめ、居宅介護、重度訪問介護、短期入所など、重層的な施策を展開しております。

また、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者本人や家族からの困り事や、生活上の課題など、様々な相談に対応し、必要な機関につなぎ、安心して生活が営めるように支援しています。

引き続き、市民の皆様からの多様なニーズを踏まえ、福祉施策や医療機関等との連携強化などを図りながら、障害のある御本人だけでなく、その家族も地域の中で安心して暮らしていけるように、既存事業のアップデートのほか、新たな支援策の導入も含め、調査検討を進めてまいりたいと思っております。

なかなか新しい機器の使い方や、どういうふうに広めるかというのは、まだまだこれからも検討余地があるのと、また、新しい機器が出てきていますので、その辺の学びもしていきたいと思いますので、ぜひまた新しく何かがありましたら、情報提供もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　障害のある人でも安心した生活をという答弁をいただきました。

自力で立位・歩行ができない方の場合、トイレへ行くたびに家族が抱きかかえ、移動を介助しなければなりません。定時排せつでは、トイレへ連れていっても排尿しない、いわゆる空振りというものがあります。しかし、排尿タイミングを予測できれば、必要なときに介助することができます。

また、もう一点、利用された方とお話をしたときに印象的なお話をいただきました。障害のあるお子さんとの外出では、大人用のおむつ交換ができるユニバーサルシートなどの設備が必要になります。私が調べた限りでは、那須烏山市には、今のところはこのユニバーサルシートは、１か所しかなかったはずです。そうした設備が十分でなければ、外出そのもの自体をためらう原因になってしまうと思います。ただ、この排尿のタイミングだけでも分かれば、おむつ交換できる場所を探すだけではなく、タイミングを見ながらトイレ利用するという選択肢が生まれます。

実際にその方が使用期間中の外出でも、ちゃんとトイレで排せつをするということができたそうです。先ほどの答弁にあった安心した生活の中に、これは、障害のある方の外出や、社会参加を支える、尊厳を尊重するということにつながると思います。その辺についての考えについて伺います。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　デジタル技術を活用した福祉機器が、要介護者、障がい者本人の生活の質の向上と同時に、在宅介護を担う家族の身体的、精神的負担軽減に重要な役割を果たすものと認識しておりますので、設備等も含めまして、必要性について引き続き調査研究していくと考えられます。御理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　私は今回、ＤＦｒｅｅという排尿予測支援機器というのを、１つの機器を紹介しました。

例えば、脳性麻痺、頸椎損傷、脳卒中の後遺症、ジストロフィー、このような方は尿意が分からないというケースがあります。そうすると、失禁、皮膚トラブル、外出しづらい・しにくいなどの問題につながります。

そこで、この機器があると、あと１０分ぐらい、あと２０分ぐらいで排尿しそうだよというのを、アプリの通知、スマホの通知、また、その機器自体から音を出す、光を出すといったこともできます。すると、本人がトイレへ行ける。介助者も準備できる、利用者の尊厳を守り、自立支援につながるものだと思っております。

しかし、特定の製品を導入してください、導入していただきたいということだけではなく、テクノロジーを活用し、障害のある方が自分らしく生活できる環境を整えること。そして、その方を支える家族介護者の負担を少しでも軽減することも大切であると考えております。

市には、支援を必要とする方だけではなく、その方を支える家族にも目を向けていただきたいと思います。本市においても、障がい者福祉のさらなる充実を期待し、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（相馬正典）　　以上で、３番秋葉泰輔議員の一般質問は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を１０時５５分といたします。よろしくお願いします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５５分

○議長（相馬正典）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、９番青木敏久議員の発言を許します。

９番青木敏久議員。

〔９番　青木敏久　登壇〕

○９番（青木敏久）　　皆さん、こんにちは。議席番号９番青木敏久でございます。議長より、発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問を行います。

幕末の政治家、西郷隆盛の座右の銘に「一世の智勇を推倒し、万古の心胸を開拓す」がございます。目先の評価にとらわれず、未来を見詰め、永遠に残るほどの志を持って、普遍的な道を切り開くべきだという教えでございます。

深刻な人口減少と財政難に直面する本市におきましても、目先の不便解消や、一時しのぎに終始するのではなく、次の世代に責任を持てる、実行可能な行政運営に取り組むべきと考えます。

本日は、未来を見据えた市政の在り方を根幹に、市民参画、若者政策、産業振興、公共交通・公共空間整備、そして、防災避難体制について順次質問いたします。市長並びに執行部におかれましては、誠意ある具体的な御答弁をお願い申し上げます。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　共話による行政運営と市民参画の再構築について伺います。

国勢調査の速報値では、全国の約４分の１の自治体で人口が１０％以上減少しており、本市も、２０２０年の２万４，８７５人から、２０５０年には１万２，９５９人と、半減する推計が出されております。

自主財源比率３３．３％、財政力指数０．４４１という厳しい財政状況の中、この危機を乗り越えるには、市民と同じ目線で知恵を出し合う、共話のまちづくりが不可欠です。政治理念、対話の位置づけと実績、具体化について伺います。市長が掲げる政治理念、覚悟と責任と対話のうち、特に対話について伺います。

これまで、どのような手法で対話を実践し、市民意見を政策形成へ反映してきたのでしょうか。また、この対話の仕組みを、今後、どのように持続可能な制度として定着させていくのか、具体策をお示しください。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　政治理念「対話」の位置づけと実績具体化についてお答えいたします。

私は、まちづくりの指針である第３次総合計画において、新たな未来への第一歩、市民が主役のまち那須烏山市を将来像に掲げ、市民の皆様と直接対話を重視した市政運営に力を注いでまいりました。

これまでも、総合計画の策定や庁舎整備基本計画を策定していく中で、タウンミーティング

や移動市長室などを活用し、多くの方々と徹底して言葉を交わし、市民のリアルな声を可視化することで、具体的な政策へと反映してまいりました。さらに３期目の市長選挙時には、市内各所で多くの市民の方々と直接膝を交え、現場の切実な声を直接お聞きしてまいりました。

引き続き、これまでの直接対話を基本としつつ、多くの世代が、より参加しやすい工夫を凝らした広聴の場などを検討し、市民が主役のまちと言われるよう真の実現に向け、市政運営に真摯に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　直接対話という御返答もございましたけれども、ぜひとも、市民の皆さんとの対話のチャンネルをさらに広げていただきたく思います。

次の質問です。多様な意見や異論を政策に反映する制度的仕組みについて。

市長が求めるオール那須烏山体制の実現には、賛同意見だけではなく、異論や慎重論も含めた声を公平性・透明性をもって政策へ生かす仕組みが欠かせません。行政に都合のよい意見のみ採用されているのではないか、こういう懸念を払拭するため、意見の把握、検討、政策への反映、そして理由や経過をどう説明しているのか。現在の仕組みと運用実績、今後の改善方針を伺います。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　多様な意見や異論を反映する制度的仕組みについてお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、第３次総合計画における将来像として掲げた、新たな未来への第一歩、市民が主役のまち那須烏山市の実現に向けて、オール那須烏山市の理念のもと、多くの市民の皆様と直接対話する議論を重ねてまいりました。

市政運営をしていく中で、時には厳しい御意見をいただくこともございます。私は、そのような意見も漏らすことなく、本市がさらに前へと進んでいく貴重な財産として尊重し、政策決定の中でも反映してまいりました。このような姿勢こそが、同調圧力を生むことなく、多様な異論を包摂するのに必要不可欠なものと考えております。

まずは傾聴の姿勢を大切にし、引き続き、これまでの取組を着実に前に進めつつ、異なる視点を持つ市民の皆様がさらに参加しやすい広聴の場を充実させ、市政の参加機会の拡充を図ってまいるように丁寧に努めているつもりでおります。ただ、まだまだ足りない部分はありますので、これからも引き続き、しっかりと努めていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　ぜひ、御答弁にありましたように同調圧力を生むことなく、全員参加のまちづくりということで進めていただければと思います。

次の質問に移ります。フューチャー・デザイン等の視点を取り入れた協議の場の創設について。

群馬県富岡市をはじめ、全国では、住民基本台帳から無作為抽出で選ばれた住民による、自分ごと化会議など、市民参画が成果を上げております。目先の不便解消に議論が偏る課題もございますけれども、成果を上げてございます。

そこで、自分がもし２０５０年、２０６０年を生きる将来世代だったら、今、何を選択するのかという視点から議論する、フューチャー・デザインの手法が注目されております。

本市においても無作為抽出等を活用し、将来世代の視線で地域課題を議論、提言できる新たな協議の場を創設するお考えがあるか伺います。検討される場合は、選定方法、テーマ、開始時期をお示しいただければ幸いでございます。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　市民が主体的、継続的、議論提言ができる場の創設についてお答えいたします。

将来世代の視点に立って、持続可能な社会を構想するフューチャー・デザインの視点や、市民が主体となる会議体の創設は、１０年後、２０年後の将来にわたって、もっと長いかもしれませんが、持続可能なまちづくりを目指す本市にとって、重要なアプローチであると考えております。

議員御提案の新たな議論の場の創設につきましては、まずはこれまで実施してきました市政懇談会やタウンミーティングといった、市民の皆様との直接対話の場を着実に継続していくことに加え、これまで培ってきた市民の皆様と信頼関係を基盤とした、さらなる広聴の拡充策として、主体的かつ継続的に議論・提言ができる新たな広聴の場であるとしておりますので、検討を進めてまいりたいと思います。

まだ、具体的にこのときにするとかは、今、初めてこの議論の中で出てきましたので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　今、前向きな検討を進めていくという御答弁をいただきました。ぜひ、未来を担う将来世代の声に真摯に耳を傾け、誰１人残さないという、全員参加のまちづくりを体現していただきたいと、このように念じております。

次の質問です。新庁舎整備計画における施策の優先順位と市民意見の反映について。

厳しい財政下では、新庁舎整備とＪＲ烏山線の存続、防災集団移転、那須南病院を軸とする地域医療体制の維持、さらには、２０歳を祝う会等を民間のゴルフ場施設で開催せざるを得ないと、公共施設の不足など、ほかの緊迫した行政需要と比較し、優先順位を明確にする必要が

ございます。

茨城県古河市や、かすみがうら市のように、既存庁舎の長寿命化や広域連携へと、かじを切った例もございます。

本市は新庁舎の必要性や、財政負担、他事業への影響、どんな基準、定量的な資料で評価し、優先順位が高いと判断されたのでしょうか。また、これまでの市民意見の反映、不採用の理由、さらに、近年の建設費高騰を踏まえた再検証の考え方と、合意形成プロセスについて、市長の見解を求めます。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　新庁舎整備計画における施策の優先順位と市民意見の反映についてお答えいたします。

先の市長選挙において、本市の１０年後、２０年後先の将来を見据えたとき、本市を再生に導く屋台骨となる新庁舎整備を一丁目１番地と据えた上で、関連するＪＲ烏山駅、大金駅を核とした市街地のリニューアルをはじめ、公共施設の再編整備を公約に掲げ当選を果たした現在、実現に向けて着実に前へと進んでおります。

３期目就任以降の一般質問におきましても答弁してまいりましたが、ＪＲ烏山駅周辺地区の整備に向け、現在、民間活力導入可能性調査や、地域の方々への説明会を実施するなど、多角的な視点から具体化を図っているところであります。

一方、新庁舎整備の優先順位や財政負担については、市民の皆様から、様々な御意見や懸念があることも十分に承知しております。こうした多様な声にも最大限配慮しつつ、直接膝を交えた意見交換を通して丁寧な説明と合意形成を図り、多世代が交流し、にぎわいのある拠点づくりを創出すべく、公約の実現に向けて確固たる覚悟を持って事業を推進しています。

今の時期にできなければ、年々高騰していく物価高に対応できなくなってしまうと思います。人口も減っています。しっかりとした将来を見据えたために、この時期に、この庁舎を造ろうと決意をして出ております。皆さんからの負託もいただいておりますので、しっかりと進めていきたいと、私の中では思っております。ただ慎重にすること、丁寧にすること、そういうのは必要だと思っておりますので、皆さんの時間をかけさせていただいておりますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ただいまの答弁を踏まえて再質問いたします。

「広報なすからすやま」この２０１９年９月号では、財政負担等を総合的に考慮し、中央公園が現実的な候補地と周知されましたけども、その後、ＪＲ烏山駅周辺へ再変更された背景には、どんな状況の変化があったのでしょうか。

また、決定プロセス、本年の６月定例会においても総合政策課長が明言された、今も市長のほうからおっしゃいました、丁寧な対応を通して理解を深め合意形成を図ることが、何よりも重要だという施政方針と、どう整合するのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　関総合政策課長。

○総合政策課長（関　雅人）　　お答えをさせていただきます。

まず、中央公園から変わったという背景でございますけれども、平成３１年３月に策定をいたしました庁舎整備基本構想素案、こちらを踏まえまして、令和２年度に、庁舎整備の候補地となりました中央公園における敷地分析や概算費など、庁舎整備の検討に必要な資料作成支援業務を実施したところであり、その結果等につきましては、市議会庁舎整備特別委員会において御説明をさせていただきました。

この際、都市計画法に基づく開発許可が必要になる旨お伝えした上で、土地利用上の課題や概算事業費等について御説明を行ったところでございますけれども、中央公園東側の急傾斜地の危険性や、調整池敷地の確保の問題、中央公園へのアクセスの悪さ、アクセス道路の拡幅に必要な莫大な事業費への懸念、そして、中央公園内に立地する烏山体育館、烏山公民館等の代替機能の必要性など、非常に多くの御指摘、御質問をいただいたところでございます。

また、中央公園を候補地としました庁舎整備基本構想素案の見直しを求める一般質問等もございました。こうした御意見を踏まえますとともに、災害時におけるリスク分散や、行政サービスの維持に必要な支所機能の存続、それに伴う庁舎規模の見直しの必要性など、新たな検討課題への対応も必要になったことから、庁舎整備基本構想素案の抜本的見直しに向け検討に着手し、現在に至っているという状況でございます。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　まちづくりの主役は、あくまでも市民であると、こういう意識を念頭に置いて、市民の方に分かるように、先ほどおっしゃった丁寧な対話を通して理解を深めと、合意形成を図るという、このことを忘れないで進めていただきたいと、このことを強く要望して、次の質問に移ります。

人口減少対策としての若者流出防止及び主体的な政策参画の推進について。

本市の転出超過数は、２０２４年に１８８人、２０２５年に１７７人となり、特に２０代の流出率は全国的に見ても極めて深刻な水準です。若者の流出に歯止めをかけ、継続的なつながりを招致する施設について３点伺います。

学生応援ふるさと便の成果・評価と、今後の展開について。市外へ進学した学生に特産品を届ける、学生応援ふるさと便について、単なる発送箱数だけでなく、アンケートやその後の接点維持など、実質的な成果をどう評価されているのか伺います。

また、一方向の支援にとどめず継続的な関係づくり、関係人口の創出へ発展させるために、今後の展開をお示しいただきたいと存じます。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　学生応援ふるさと便についてお答えいたします。

本事業は令和２年度から実施しており、市外で生活を送る本市出身の学生等を対象に、５，０００円相当の市特産品等を送付することで生活を支援するとともに、市内企業情報をはじめとした市の情報を提供し、Ｕターン就職の促進、郷土愛の醸成及びふるさとの魅力の再認識を図ることを目的として実施しております。これは青木議員や矢板議員などが、議会で提案していただいたのが発端となって始まったものだと思います。

ちょうどコロナ禍のときにＵターンも何も、東京とか違う地方にいる方が地元に戻れないということで、そういう考えはできないのかという提案をいただきまして、それが継続しているものです。それが大きく発展して、Ｕターン促進や郷土愛の醸成とかいうところにまで結びついて、継続をさせていただいています。

本事業の成果としましては、申請時に実施するアンケートを通して、就職後のＵターン検討状況や、希望する業種の傾向などを把握しており、今後の政策立案の基礎データとなっております。

特に注目すべき点としては、卒業後に那須烏山に戻りたいかという質問に対して、戻りたい、戻ることも選択肢の１つとして回答した生徒や学生が、５割を超えているということが得られております。本事業を通して、学生のＵターン意向を喚起しているものと考えております。

また、ふるさと便をお届けした学生が、本事業や市の情報をＳＮＳ等で発信することにより市の魅力発信を促進するだけでなく、本市出身者同士の新たな交流が生まれ、郷土愛の醸成が、より一層高まることを期待しております。

本当にいい事業であります。うまいことに変化をしながら、今、続けておりますので。また、企業のこれは賛同も得まして、ふるさと納税にもさせていただいておりますので、いい方向に本当に進んでいる事業だと思いますので、今後とも進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ふるさと便、この際にはちょうどコロナ禍でありまして、学生が学校にも行けない、アルバイトもできないと。ふるさとである本市から応援しようと。この時は、市長のほうに素早く対応していただいたということで、大変評価もしているし、感謝も申し上げたいと思います。

ただ、フェーズが変わってきていますので、これをどう発展させるかというのが課題でござ

いますので、引き続き取り組んでいただければと思います。

次の質問に参ります。若者会議等の創設による若者の主体的政策参画の制度化について。

若者流出を防ぐ本質的な手だては、若者自身が地域課題に関わり、まちを変える実感を持てる主体的な政策参画の仕組みです。

愛知県新城市のように、事業提案権や予算提案権を持つ若者会議のような場を、本市に創設するお考えはあるか伺います。もしお考えがあるなら、参加対象、政策反映のルール、導入検討プロセスや施行時期についてお答えいただきたいと存じます。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　若者会議等の創設による若者主体の政策参加の制度化についてお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、新たな議論の場の創設につきましては、これまで実施してきた市民の皆様と直接対話の場を着実に継続していくことに加え、これまで培ってきた市民の皆様との信頼関係を基盤とした、さらなる広聴の拡充策として、主体的かつ継続的に議論、提言できる新たな広聴の場の在り方について検討を行いたいと考えております。

この検討過程の中で、将来を担う若者が、自ら主体的にまちづくりに参画できる仕組みの構築も併せて検討してまいります。

これまでも、烏山高校の生徒の皆さん、小さなお子さんを育てる保護者の方々、市内事業所の若手従業員、商工会青年部といった若い世代の皆さんとも積極的に意見を交換させていただきました。

これまで培ってきた市民の皆様との信頼関係を基盤とし、多様な会を丁寧に反映できる体制も改めて検討していきたいと思っておりますので、まだ具体的には決まっておりませんが、そういう会をいろんな意味で、稼げる農業とかというときに、指導農業士さんともお会いしていることを含めて、大きく広く、いろんなところの方々のお話を聞いたり、どういう意見があるのかを傾聴できるような時間を持つようにしていますので、今後、もうちょっと細かくできるようなことができれば、合間につくっていくことも検討していきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　今、検討していきたいというお答えでございましたけれども、まずは、助走と申しますか、若者政策参画を具体化するのには、小規模なモデル事業として先行すればよろしいんじゃないかと、このように思いますけど、これについて御答弁願います。

○議長（相馬正典）　　関総合政策課長。

○総合政策課長（関　雅人）　　お答えをさせていただきます。

将来を担う若者から意見を聞くこと、これは大変有効であると考えておりまして、先ほどの

市長答弁にもありましたように、これまで、烏山高校の生徒の皆さんや、小さなお子さんを育てる保護者の方々、市内事業者の若手従業員、商工会青年部といった若い世代の方々との意見交換を積極的に実施をしてまいりました。

また、過去には、各分野の若者を集めた若者会議を開催いたしましたけれども、形式的な議論に終わってしまいまして、期待していた効果を見いだすことができないまま、フェードアウトしたという経過がございます。

こうした反省点を踏まえまして、かしこまった会議形式での議論ではなく、気の合う仲間同士による議論からスタートし、徐々にその範囲を広げていくことで、本来のあるべき若者会議に進化していくものと考えてございます。したがいまして、これまで実践してきた若者との定期的な意見交換を継続しながら、まずは、その輪を広げていきたいと考えております。

なお、青木議員からの御提言にありましたように、小さな部分から大きくという部分は、私も賛同する部分でございます。直近で申し上げますと、今月中には、さらに烏山高校の生徒と意見交換を行う予定としているほか、まちづくり団体、特に様々な活動を展開する複数のまちづくり団体を集めた意見交換会の開催も予定しております。そのような場から、どんどん輪を広げていって、若者からたくさん意見を聞けるようなプラットフォームの場を構築してまいりたいと考えております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　前向きな御答弁でございましたので、ぜひ進めていただければと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

次の質問です。若者世代の同窓会開催支援を通じた若者政策の体系化について。

２０代、３０代を対象とした同窓会開催費用への補助と、地元企業の情報提供や交流を組み合わせる取組が全国で増えています。

本市においても、同窓会支援を若者流出防止、定住促進政策の体系に明確に位置づけ、地元企業とマッチングや継続的な連絡窓口につなげておくお考えがあるか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　同窓会開催支援を通じた若者政策の体系化についてお答えいたします。

近年、人口減少が加速する中で、全国の自治体において、同窓会開催補助を若者の地元回帰、Ｕターン促進、関係人口創出の施策として位置づける動きが出ております。栃木県におきましても、新たに栃木県同窓会開催支援事業補助金制度が創設され、本年４月より運用が開始されました。こうした動きを受け、さくら市、益子町、那珂川町において、関連施策がスタートしています。同窓会を通じた地域への関心喚起や、人口還流に向けた取組が進められています。

同窓生との再会を通して地元回帰意識を促すことに加え、単なる親睦にとどまらず、地元企

業の情報や市の施策を知るきっかけが、地元との継続的な関係を構築する関係人口の創出の一助にもなるものと考えております。

県内で先行実施している自治体の事例や成果、また、課題等を十分に把握した上で、同窓生及び本市にとって、お互いプラスになるような相乗効果の高い制度の在り方について、調査研究を行ってまいりたいと思っております。

要するに、少人数でも認めるのかとか、学校単位なのかとか、地区とか、学年とか、やっぱりいろんなのがあると思うので、その辺もちょっと検討させていただきながら、対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。割とこれはいい案ではないのかなと私の中でも思っておりますので、これは一番、実はＵターンもあるけど、婚活にもつながるのではないかなと思いますので、いいアイデアだと思っておりますので、検討していきたいと思います。

○議長（相馬正典）　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ、進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問です。特産品中山かぼちゃの地理的表示、ＧＩ登録と長期的ブランド戦略について。

今年度スタートした稼ぐ農業創出事業や、国の地理的表示、ＧＩ保護制度の拡充を踏まえ、本市の貴重な地域資源である、中山かぼちゃのブランディング推進について２点伺います。

国の地理的表示、ＧＩ保護制度への登録可能性と推進体制の構築について。旧烏山町中山地区で６０年以上にわたり守られ、地域団体商標や、なすからブランド第１号でもある、中山かぼちゃの価値を確立するため、国のＧＩ登録を検討すべきと考えます。

本市として、ＧＩ登録の要件を満たす可能性をどう評価しているのか。また、生産者との合意形成や、申請支援に向けた推進体制をどう構築するのか伺います。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　中山かぼちゃの地理的表示、ＧＩ登録についてお答えいたします。

地理的表示保護制度は、地域の気候、風土、伝統的な生産方法などに基づいて、高い品質と信頼性を国が認証する制度であり、地域のブランド価値向上や、模倣品からの保護に大きな役割を担っているものと認識しております。

中山かぼちゃに関しましては、生産者の数が１０人前後まで減少しており、かつ高齢化も進んでおります。また、栽培管理の難しさや出荷規格の厳格さから、安定した販売数量を確保することが難しい状況にあります。こうした状況を考慮しながら、地域団体商標について更新を見送ったという経緯があります。

これは、私が市長になってすぐの頃に実はＧＩができまして、すぐに中山かぼちゃのほうの生産者にお声をかけましたが、その当時で１０人よりもっといたんですが、ちょっと難しいと

いう話をいただきまして、考慮したというか、抑えたことがあります。

まず、こうした課題の優先的解決を図りながら、実効性のある生産体制の維持強化に取り組むこととして、ブランド化の価値の維持向上に努めてまいろうと思っておりますが、減る一方で、生産者が増えてきていないので、その辺が課題となっております。だから、それが少しずつ稼げる農業のほうで変わってくれば、こういうことも評価できるのではないかなとは思っておりますので、しっかりとその辺は取り上げていきたいと思っております。

○議長（相馬正典）　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　県内のＧＩ登録、これは新里ねぎと鹿沼在来そば、２例のみなんですね。ここに中山かぼちゃが加われば、大きな差別化に寄与するということになります。だからこそというわけじゃないんですが、生産者が減っているから、だからこそ希少価値が生まれるということなものですから、まず、ＧＩ登録の要件を満たす可能性の調査だけでも、速やかに実施するお考えがあるか質問いたします。

○議長（相馬正典）　小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの制度につきましては、農林水産省のほうで所管をしてございます。対外的には、外国に対応できるようなものでございまして、実際のところ登録をすることは可能かと、私個人的には思ってございます。ですので、先ほど、市長が答弁されたように、基本的に中山かぼちゃが増産体制に移った次の段階での、ある一歩というふうに考えられればなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　鶏と卵じゃないですけれども、ブランディングすれば生産者が増えると、そういう発想でお願いいたします。

次の質問です。農業政策の柱として長期的な総合ブランド戦略の整備について、中山かぼちゃの価値を将来へ継承するのには、品質基準の統一、ストーリー発信、知的財産保護、６次産業化、戦略的マーケティングを連動させた長期的な総合ブランド戦略が不可欠です。

本市として、これらを今後の農業政策の柱に位置づけ、一体的に推進する政策を策定するお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　中山かぼちゃの長期的な総合ブランド戦略の整備についてお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、まずは足元となる生産体制の維持強化を優先して取り組むこと

が、中山かぼちゃの安定した生産につながるものと考えております。

別に引いているわけではなくて、本当に作ってもらえる数が少な過ぎて、とても海外に出せません。県内以外に出しているのは埼玉だけなので、それぐらいの生産数しかないところを、今度、長期的な総合ブランドの戦略に向けて、今後の生産体制の維持強化、また、状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っておりますので、やりたくないわけではなくて、本当に努力をしていますので、それが本当に形になるように進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ブランディングと、中山かぼちゃを守るという点で、何も海外にということではなく対応していただければと思います。

次の質問です。協働によるＪＲ烏山線の再生と、市の玄関口としての駅前魅力向上について。

ＪＲ烏山線の輸送密度は１，１１３人と、利用低迷が続いております。蓄電池駆動電車、アキュムや沿線５駅、烏山、滝、小塙、大金、鴻野山という資源を生かし、協働で駅前空間を再生する取組について３点伺います。

各駅を地域の玄関口として再生する、住民、行政、鉄道の協働取組について。壬生町のように駅を地域の顔と再定義して、本市でも住民ボランティア、行政、ＪＲ東日本が協働して、各駅の特色を生かした空間・景観を創出するお考えがあるか伺います。それぞれの役割分担など、協働の具体的な方向性をお示しください。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　各駅を地域の玄関口とする取組についてお答えいたします。

ＪＲ烏山線は、本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークに必要な、不可欠な公共交通ネットワークの大動脈であり、本市内５駅につきましては、鉄道による来訪者の玄関口としまして重要な役割を担っております。

住民の皆様の協働の取組といたしましては、小塙駅周辺において、荒川南部地域保全会及びＪＲ東日本及び市が連携して、ホタル観察会やヒマワリ植栽活動等を実施しており、乗客の方々からも大変好評を受けています。

また、ＪＲ烏山線の存続に向けて官民連携の下、ＪＲ烏山線利用向上委員会を組織し、烏山線を自分たちの鉄道と自覚し、みんなで守り育てていくマイレール運動にも取り組んでおり、その一環として、昨年度の市職員によるからせん応援隊を結成し、烏山駅周辺の草刈りや、市内各駅舎などの清掃も行っております。

今後は、市職員の取組だけにとどめるのではなく、地域の皆様と手を取り合い、共に汗を流しながら官民一体となった協働による推進に取り組んでまいりたいと思っております。議員の

皆様方からも、ＪＲを本当に愛していただき、もちろんＪＲを応援するのもありますが、山あげのときや、いろんなときのイベントのときにも横断幕を出していただき、皆さんでお出迎えをしてもらっていることに、本当、感謝申し上げます。

ですから、誰もが気軽に参加できる、愛着を深められるような実効性のある仕組みをつくりながら、現在、検討を進めているところでありますので、ぜひ、那須烏山の象徴であるＪＲ烏山線を大切にしていきたい心は一緒だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ぜひとも、官民一体となって進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問です。烏山駅花いっぱい運動等への組織的、継続的な行政支援体制の確立について。

烏山駅前の花いっぱい運動は、現在、一個人のボランティア精神と善意に大きく依存しており、持続可能性の面で限界があります。玄関口の美観維持を行政・ＪＲ・地域が連携して支える、持続可能な公的支援、組織運営体制へと移行するお考えがあるか、市の具体的な支援内容と併せて伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　烏山駅周辺の花いっぱい運動についてお答えいたします。

ＪＲ烏山駅舎の花植え活動は、烏山駅名誉駅長の善意による取組として、今、行われております。市においても、水やり等の支援を行っております。

ＪＲ烏山駅につきましては、烏山市街地における拠点でもあるとともに、ＪＲ烏山線を利用し、本市を訪れる来訪者の玄関口であるので、たしか前、小堀議員も駅前の花壇を造りたいとかという御意見をいただいておりますし、あと、地元の自治会の皆さんからも御意見をいただいたんですが、その当時は、ＪＲが全く駅の周りを触らせてくれませんでしたのでできませんが、今はかなり変わってきましたので、それで皆さん、手を出せるようになってきましたので、地域の触れ合い活動として、事業費の補助なんかを活用した自治会等主体の花作り活動や、先ほども答弁しました、からせん応援隊との連携を図りながら、ＪＲ烏山線のイメージアップと利用促進につながる官民協働に、取組として実現できるように検討していける課題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ぜひとも、やっぱり一個人の努力では限界がございますので、進めていただければと存じます。

次に、フリー乗車ＤＡＹやイベント等の利用促進策の拡充について。

８月２２日には、ＬＲＴライトラインの開業の３周年を記念して、小学生以下が始発から終

電まで全線を無料で利用できるライトラインキッズフリーＤＡＹが実施されました。

本市においても従来の利用助成にとどまらず、栃木県民の日、６月１５日、烏山線開業記念日、４月１５日、那須烏山を元気にする日、２月２０日などの記念日を活用した１日無料乗車券や、フリー乗車ＤＡＹの実証事業、さらにはスタンプラリー等、新規利用者を呼び込むための新たな乗車機会、きっかけづくりとして、どの施策を優先して具体化されるのか方針を伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　子供・子育て世代を取り込む利用策についてお答えいたします。

御提案いただいたフリー乗車ＤＡＹ、また、１日無料乗車ＤＡＹの導入につきましては、運行業者であるＪＲ東日本との調整が必要となりますので、利用促進策の１つとして検討して提案させていただきたいと思います。

スタンプラリーにつきましては、これまで、開業１００周年記念の一環として実施したほか、昨年度は、ＪＲ烏山線におけるサイクルトレインの開始を記念し、沿線観光施設をめぐるスタンプラリーを実施するなど、ＪＲ烏山線の利用促進に取り組んでまいりました。今後も、乗車するきっかけづくりの１つとして継続してまいりたいと思います。

令和５年度にスタートしました、市民３人以上の利用で、烏山線区間の運賃が全額補助される「乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金交付制度」につきましては、小中学生に向けた周知を強化したことにより、学校行事や休日にも利用いただけるよう、利用機会の拡充を図ったところであります。利用向上にもつながっているところであります。

引き続き、本市の大切な財産であるＪＲ烏山線の存続に向け、オール那須烏山体制のもと、継続的かつ実効性のある利用向上策に取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　烏山線の平均通過人員、大変低迷しております。やはりここで、継続的なものもいいでしょうけど、少し起爆剤的なインパクトのある施策も重要かと思いますので、ぜひ御検討いただきまして、ＪＲとの協議のもとに実証ということで進めていただければと、そのように存じますのでお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。条例の趣旨に鑑みた公共空間、市庁舎の美観整備等規範の徹底について。

本市の美しく住みよい環境づくりに関する条例は、市自ら率先垂範して、美しく住みよい環境を整備する責務を定めております。市民に環境美化を求める行政だからこそ、足元を整える姿勢が必要です。

庁舎における景観課題の把握状況と条例の理念と整合性について。烏山庁舎における樹木の枝枯れ・繁茂、南那須庁舎における外構破損やれんがの剥離など、現状について市は、いつどのような点検や修理を行い、維持管理の対応をしてきたのでしょうか。

また、条例が定める市の率先行動の義務と、その整合性をどう認識・評価しているのか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　景観課題の把握と条例の理念との整合性についてお答えいたします。

市庁舎における樹木の枝枯れや繁茂につきましては、定期的に伐採や撤去を行う管理に努めておりますが、手入れが行き届いてない箇所があることや、老朽化に伴い庁舎の外壁の一部にひびが入るほか、タイルの剥がれ落ちがあります。可能な範囲で改善に努めているところですが、万全な対応ではない部分があることも事実であり、改善の必要性があることも承知しております。

庁舎は市のシンボルでありますことから、たとえ老朽化が進んでいるとはいえ、景観も含め、市民の皆様に、そして本市を訪れる市外の方々に対しても、快く受け止めてもらえるような対策・対応は必要不可欠であります。

庁舎においても、執務する私たち職員一人ひとりが自ら襟を正し景観の維持に努めるなど、皆様に愛される庁舎管理に努めることで、よりよい執務環境や市民サービスの向上につながるものと考えております。

烏山市庁舎の花壇のほうは、手入れをいつもしてくださっていた方が、今年はいらしていないのにちょっと甘んじまして、草刈りとかができてないのかなというのと、私の市長室から見える樹木が枯れてきているのも、私の中で分かっているので、ちょっとその剪定は頼んでありますので、今後、改善ができるのではないかなと思っております。

れんがのほうの壊れたのも集めさせていただき、落ちていたのを、ちょっと１か所にまとめさせていただきました。草刈りのほうは、実は行政区長会議のときにも、もう少しきれいにしていただけないかという御意見をいただきましたので、改善することになりましたので、本当に皆さんの御意見で改善できることはたくさんあります。これからもそのようなことが、皆さんから出る前に改善できるよう努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　今、改善するというお答えだったんですけれども、例えば、烏山庁舎、チャボヒバも長年大事にお手入れというか、手入れしてきたと思うんですけれども、枝枯れがしていて難しいと思うんですよね。枝を払うだけだと、また枯れたりするので、抜本的な対応が必要になるかもしれないですけども、これは庁内で、どういった維持管理の方法とか、枯れ

ているのに気がついたときにどういう対応を、誰が気がついてそのときどうしようと、そういう管理体制、これは今までどうなっていたのか。

場合によっては庁内で、やむを得ずそこをきれいにして何か違う策を考えるとか、庁舎を市をアピールするためのものに取り替えるとかというような、そういう話を行われたということはあるんですか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

庁舎周りの樹木ですとか草の状況、そういったところにつきましては、職員が巡回するなどして確認をし、定期的に対応している、そのような状況でございます。

ただ、先ほど議員のほうから御指摘いただきました、樹木の立ち枯れとかについての対応、今後どうしていくかというようなところ、それにつきましては、今後、庁内でも我々のほうでも、その辺は検討させていただきたいと思っております。

また、職員自らも、そういったところの除草ですとか清掃、そういったところに取り組む必要があるだろうと、そういったところも私も考えております。近日中に、庁舎が４つほどありますので、市の職員労働組合とも連携をさせていただいて、草刈りなどの清掃活動、これを実施する。そのようなことで、今、準備を進めているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ぜひとも、そういう細かいところに目を配って、挨拶ももちろんそうですけれども、きれいな気持ちで、市民の人をお迎えしていただけるように心がけていただければと存じます。

次の質問です。ＡＢＣ／Ｒ運動の理念に基づく、市民の率先垂範と庁舎の改善、維持管理体制について。

本市が推進するＡＢＣ／Ｒ運動、Ｃはクリーン、環境美化、Ｒを立腰、自ら姿勢や足元を見詰め直すとして、この理念に基づき、庁舎の美観整備と安全確保の取組について、どう位置づけているのか伺います。課題箇所の是正の担当部署、定期点検、継続的な維持管理体制について、市長の見解を求めます。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　ＡＢＣ／Ｒ運動の理念による率先垂範についてお答えいたします。

ＡＢＣ／Ｒ運動は、本来、子供たちが社会の一員として健全に育つよう、地域を挙げて取り組まれている生活習慣の指針であります。とりわけ、環境をきれいにするクリーンと、時間前に行動するビフォー、そして、こうした対応の基礎となる立腰、つまり、正しい姿勢というこ

とをもって、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、全庁的な環境の維持と点検体制の強化に取り組むことは、非常に重要な心がけであると考えております。

老朽化が進む現庁舎ではございますが、私が常日頃から職員に伝えている、来庁者に対するおもてなしの心と併せて、市民の愛着心の醸成につながるよう、私たち職員が当事者意識を持って環境維持の強化に努めてまいるようにしていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　今の答弁を踏まえて、再質問させていただきます。

最優先で是正に着手する具体的な箇所、その選定理由、着手時期、そして、完了予定時期、さらに、是正完了後の点検・維持方法を併せて教えていただければと思います。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

樹木の枝枯れ、また、植木の手入れ、こういったものにつきましては、既にそちらの作業を依頼しておりまして、なるべく早い時期に対応したい、そのようなところになってございます。

また、南那須の庁舎の門扉のれんが、こちらも剥がれ落ちているというような状況でございまして、再び貼り付けることが可能なのか。ただ、これまでも、一度貼り直して貼り付けたものが、また落ちているというような状況もございますので、そちらにつきましても、全てタイルを剥がして塗装するなどの方法がよいのか、そういったところの検討にも既に着手をしてございます。

そういったところから、いずれにしても、どちらの庁舎の管理につきましても、なるべく早い段階で修繕に向けて進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　そうしますと、この完了予定は、なるべく早い時期といいますと、今年度中には完了されるということと、その管理方法は、これは総務課で点検・管理をしていくという方向づけでよろしいでしょうか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　なるべく早くということでございますので、年度内を目途に進めさせていただきます。

庁舎管理につきましては、南那須庁舎につきましては、建設課のほうとも連絡と調整を取りながら進めていきますが、最終的な予算も含めて、総務課のほうで管理をしてまいります。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　では、今年度中ということで、よろしくお願い申し上げます。

本市が加盟する全国報徳研究市町村協議会、これは本年、真岡市において、第３１回全国報徳サミットが開催されます。テーマは「報徳精神で切り開く未来への人づくり、まちづくり」です。

二宮尊徳翁の教えに積小為大、小を積んで大と為すとあります。１本の枯れ枝の処理や１枚のれんがの修繕といった小さな対応の積み重ねこそが、行政の確固たる信頼の礎となります。まずは、行政自らが足元を見詰め直し、率先垂範の行動を示すよう、強く申し入れいたします。

次の質問でございます。要配慮者の生命を守る個別避難計画の策定推進と、理解促進について。

今年７月１７日、本県南部は記録的な大雨に見舞われ、足利市では、土砂崩れにより尊い２名の人命が失われました。その後も、全国各地で地震や局地的な豪雨が相次いでおります。

災害の脅威が迫る中で、高齢者や障害のある方など、自力避難が困難な要配慮者の個別避難計画の作成は、生命を守る命綱です。本市の策定率は県内でも最低水準にとどまっており、一刻の停滞も許されません。

個別避難計画の最新作成率と数値目標に向けた改善策について。本市における最新の対象者数、作成数、作成率をお示しいただきたいと存じます。また、昨年度以降の改善策と、それによる作成実績、今年度末の目標作成率と達成に向けた月次の取組方針を伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　個別避難計画の作成状況等についてお答えいたします。

個別避難計画につきましては、平塚議員にお答えしたとおり、民生委員をはじめ、ケアマネジャーや地域包括支援センター、障がい者支援センターなどの関係機関に緊密な連携・協力をいただきながら、急務として作成に取り組んでいるところであり、その結果としましては、令和８年８月末時点で昨年の報道から起算しまして、作成率については１８．１ポイント増の３１．４％となりました。

誰一人取り残さない避難支援の実現に向け、引き続き、地域住民の皆さんや、関係機関と連携しながら、対象者への訪問や説明といった取組を加速させてまいります。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　作成人数でございますが、直近、令和８年８月末現在で、４５５名の作成になっていまして、前回２１５名から２４０人の増となっております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　あと、対象者数と、また、作成実績は、今、対象者数が分かれば分かります。あと、今年度の目標作成率と達成に向けて、毎月どのくらいを目標に達成率を上げて

いくのか、これについて御説明願います。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　失礼しました。対象者数ですが、現在、１，４４７名になっております。目標でございますが、正直、具体的に何パーセントというのを出せるところじゃないものですから、１００％を目指して頑張っていきたいと思いますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

やはり地域のことにつきましては、自治会が主に理解しておりますので、策定協力依頼は継続しつつも、民生委員やケアマネジャー、地域包括支援センター、障がい者支援センター等の関係機関の協力を得、また、他市町で優良事例もあると思います。ですので、そちらのほうも参考にしながら、１００％目指して計画を策定していきたいと考えております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　そうですね。意気込みは分かりましたけども、１００％を目指しても、やはり毎月の目標がないとなかなか達成は難しいというのも、これが現状だと思いますので、課長の意気込みを買いまして、次の質問に移らせていただきます。

個人情報保護への不安解消と他自治体の成功事例に学ぶ周知強化について。

個別避難計画の作成には、慎重な個人情報の共有が不可欠です。本市では、情報の範囲、共有先、目的、管理方法について、誰がどのような資料で説明し同意を得ているのか、運用の実態をお示しいただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　質問にお答えいたします。

議員御指摘の個別避難計画には、多くの個人情報も、議員がおっしゃるように含まれております。民生委員をはじめとする、実際に避難支援に携わる者のみに共有し、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳格に管理することを徹底するとともに、計画作成対象者には、その旨を丁寧に説明し、不安を取り除いてもらうところがあります。

なお過日、那珂川町における取組について詳しくヒアリングをさせていただいたところであり、今後の作成の加速に向けて参考とさせていただいております。

引き続き、地域や関係機関等との連携をしながら、全対象者の個別避難計画の早期作成に向けて取り組んでまいる所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ただいまの答弁で、あらかたは理解しましたけれども、情報の範囲、共有先、目的、管理方法、これの詳細について、課長のほうから御答弁いただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　まず、情報提供の範囲でございますが、まず、警察署、消防署、市消防団、自主防災組織を含めた自治会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者支援センターとなっております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　そうしますと、この情報を管理としては、例えば、担当者が替わったということとか、例えば、民生委員が替わった、誰々が替わったというときの文書なり、廃棄とかそういうものは、どういう手順で行われているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　市長答弁のほうにもございましたが、個人情報の保護に関する法に基づきまして厳格に管理するということで、ほかの方にはもう、基本的に教えてはいけない。ほかの情報には使ってはいけないというのは、この法律のほうで決まっていますので、それにのっとって管理していただくようには、指導のほうはしております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　そうしますと、そういった書類の廃棄の仕方はどうなっているんですか。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　基本的には回収する形で考えております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　基本的に回収。その回収はどういった形でやって、回収率は、全部回収ができていると、こういう認識でよろしいですか。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　計画自体につきましては、現時点で名簿を含めまして計画も回収のほうはできております。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　回収ができているということで、安心いたしました。やはり一つ一つ作成に当たりましては、個人情報ということで、センシティブな内容が含まれていると思いますので、これがネックになっているかと存じますので、そのところを、名簿を作る際には、こういうことをして安心ですということで、達成率を上げていただきたいと思います。

それで、今、那珂川町ともヒアリングをしたというお話もございましたけれども、やはり本市と地理的・社会的条件が極めて類似する隣接自治体、那珂川町は１００％。そして、茂木町は９３％という、間に大きな開きが出ているこの要因を、どう分析されているのかと。両町の

先行事例から、本市に直ちに導入できる具体的な取組は何かと。それが分かれば、それをどうやって実施できるのかと。この点について、御質問いたします。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　那珂川町の取組につきましては、お話を伺う機会がありました。

その中で、１００％の達成について具体的手法については、ちょっと御教授いただけなかったところでございます。ただ、民生委員の方に頑張っていただいたということで、お聞きしております。

先ほども申し上げたところなのですが、やはり地域のことを分かっているのは自治会が主ですので、今までどおり、策定協力依頼は自治会のほうに継続しつつも、民生委員やケアマネジャー、地域包括支援センター等、協力機関の協力の下、また、他市町の優良事例も参考にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　最後に、この達成に当たりまして、出前講座とか説明会とか、こういうのを開いたという実績というか、そういうのがございましたらお伺いしたいんですが。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　昨年度、今年度はないのですが、その前の年ぐらいに自治会で説明会を開いていただきたいというような話あって、出向いて説明しました。

実際、その自治会については、自分たちで頑張っていただいて、作成・管理をしているところがございます。

○議長（相馬正典）　　９番青木敏久議員。

○９番（青木敏久）　　ぜひ、本市も、この個別避難計画については、やはり新聞等に数字が載るわけですから、本市の名誉にもかかっておりますし、ぜひ、自治会からの要望じゃなくて、こちらから、プッシュ型と申しますか、積極的に申入れをして達成率の向上、１００％と力強い言葉がございましたけれども、それに向けて進めていただきたいと、このように思いまして、以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（相馬正典）　　以上で、９番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後１時５分といたします。

休憩　午後　０時０３分

再開　午後　１時０５分

○議長（相馬正典）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、１３番渋井由放議員の発言を許します。

１３番渋井由放議員。

〔１３番　渋井由放　登壇〕

○１３番（渋井由放）　　みなさん、こんにちは。１３番渋井由放でございます。ただいま、相馬議長より発言の許可をいただきました。

日本各地では、水害や地震で大きな被害が発生いたしました。世界的にも、大きな災害が発生しております。お亡くなりになった皆様の御冥福と、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興ができるよう、お祈りを申し上げております。

今日は、ＪＲ烏山線で、髙木議員と佐藤議員と私の３人で一緒に参りました。

議場に足を運んでいただいた皆様、特に塩谷町から、わざわざＪＲ烏山線を利用して来ていただいた方もおります。特別に御礼を申し上げます。

あと、ユーチューブを御視聴の皆様、７５分の時間をいただいております。お付き合いをいただきますようお願いをいたします。

一般質問通告書に従いまして、質問者席から質問をいたします。執行部におきましては、明快なる答弁をお願いをいたします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　まずは都市公園の整備について、２項目ほど質問をいたします。

都市公園については、過去に何回か質問をいたしました。粘り強く質問する理由は、令和７年度地方交付税算定台帳から計算すると、これ令和８年度が出ていなかったものですから、令和７年度で計算をいたしました。とっくにできているんですが、抗議文は早く出す、こういうものは出さないというのが、市の体質かもしれません。

ついでに言うんですが、地方交付税は、総務省のホームページで７３９万８，０００円ほど減額になっておりました。令和７年度で計算しますと、都市公園の面積１万平米、１町歩です、当たり３７万８，０００円が、那須烏山市の収入増になるからでございます。

その上、都市公園の面積は測定単位と、こういうものになっております。測定単位の大半は人口で、減ることが当然予想されているわけですが、都市公園の面積は減ることがないので、将来の地方交付税に有利に働く、このように思うからでございます。

１項目めは、清水川せせらぎ公園の都市公園化についてでございます。この件については、先ほども言いましたが、過去に何回か質問をいたしました。市長の答弁は、清水川せせらぎ公園のほうは、何度か都市公園に向けて協議をさせていただいた結果、県から難しいと言われているという答えを、何度か渋井議員にも答えさせていただいていますので、御理解のほどよろしくお願いしたい、こういう答弁です。

簡単に申しますと、栃木県は、清水川が砂防指定になっていて、砂防施設の管理等があるので難しいと言っているんですよと何度も答えているでしょう、分からないのかということだと思います。

日本は法治国家です。砂防法や都市公園法に、砂防指定地が都市公園にならないと書いておりません。砂防指定地は、占用許可をとれば何の問題もなく都市公園になるわけです。なぜならば都市公園は、那須烏山市が国に申請すればよいからなんです。御理解のほど、よろしくお願いしたいと言われましても、あんまり理解ができない議員なものですから、私と同僚議員とで国土交通省日光砂防事務所に行ってまいりました。

日光砂防は、大正時代から砂防工事を行っております。令和８年が昭和１００年ですから、１００年以上の大事業で、日本でも最も有名な砂防の一つです。整備した箇所の一部は、日光市が栃木県を通して日光砂防事務所に占用許可申請を行い、都市公園となっております。日光砂防事務所では、国民の財産である砂防や河川を税金を使って整備したのだから、都市公園に利用することは有意義であり、必然であると、このように言っておりました。

その後、日光市に砂防指定の都市公園について確認をいたしました。結果は、都市整備課にメールで送っております。国土交通省、日光砂防事務所の皆様、日光市の皆様、お世話になりました。改めて御礼を申し上げます。

そこで、伺います。清水川せせらぎ公園は、占用許可を取ると聞いています。栃木県は何が問題で、普通公園では占用許可が出て、都市公園では占用許可が出ないのか伺うものであります。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　清水川せせらぎ公園の都市公園化についてお答えいたします。

清水川せせらぎ公園の都市公園化につきましては、これまで、公園内に砂防指定地のほか、砂防設備が存在していることから、栃木県との協議の上、都市公園化は困難であると答弁させていただきました。

しかしながら、改修工事の実施に伴い、一級河川清水川の河川及び砂防施設の管理者である栃木県烏山土木事務所とさらなる協議を重ねてきた結果、河川及び砂防設備占用許可を受けることができれば、都市公園化も不可能ではないとの新たな見解を示されております。

これを受け、清水川せせらぎ公園の改修工事の着手に合わせて、令和７年９月に河川法及び栃木県砂防指定地の管理等に関する条例に基づく占用許可の取得に至ったところであります。

現在、進めている清水川せせらぎ公園の改修工事を無事に完成させ、施設配置を含め、最終的な完成図面等の策定など必要な条件整理を行った上で、引き続き、都市公園化の実現に向けて栃木県との協議を進めてまいる所存であります。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　もし、都市公園にならないという答弁であれば、栃木県に監査請求を出すと申し上げておりました。それで、都市公園になるのかなと勝手に思っております。

今までいただいた答弁は、一体何だったのか、非常に理解に苦しむところです。修正動議が可決されてから、はや４年６か月になります。随分長い期間を要しました。執行部に対する不信感をあらわにしたいと、こういうふうに思います。

これは私が思うことですが、清水川せせらぎ公園は、市長の目玉事業でした。それが、修正動議が可決されたことで面目を失った。そこで、議会が言う、都市公園にさせないようにしてきたのではないかと、勝手に勘ぐってしまいます。

一般質問は政治生命をかけて、その命は地球より重いというふうに思っております。その答弁も同じ重さを持つものです。もし違っていたらどうでしょう。なぜ、今まで都市公園にするのが、なぜ、栃木県が難しいと答えてきたのか、調査をしてまいります。虚偽の答弁であるということになれば、大きな問題になると思います。もし本当に栃木県が言ったとすれば、その内容、真意を確認したいと思います。

まずは、都市公園になるということで、ひとまず前進しましたので、質問を続けます。

もともとの工事予算は、令和７年度８，１５０万円、令和８年度７，９５０万円、合計１億６，１００万円であり、設計費の１，０００万円を、これも使っております。この予算は、市の持ち出しですか。それとも、どこからかの補助がございましたか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　ただいまの質問にお答えします。

補助といたしましては、令和８年６月の定例会でもお示ししましたとおり、複合遊具の導入に際しまして、一般社団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業の一環として、コミュニティ助成１，０００万円を歳入として予定してございます。そのほかは一般財源となります。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　宝くじの社会貢献広報事業として、１，０００万円をいただいております。あとは、市の持ち出しですから、約１億６，０００万円になるのかなと思います。今年度の予算は７，９５０万円で、遊具の設置になると思われますが、まず砂防指定地に、大きな基礎を使った大きな遊具の設置はできるんでしょうか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　今の質問にお答えします。

砂防指定地のうち、地下に埋蔵されておりますボックスカルバート、いわゆる砂防設備の上

空部にはかからないように遊具の設置を行う制約がございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　ボックスカルバートの延長上といいますか、それのほかには設置ができると、こういうことでよろしいですか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　議員御指摘のとおりでございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　制約があるようなんですが、遊具の設置はできると、こういうことのようでございます。河川の上は、もともと設置ができないということで、ボックスカルバートの上は河川の上だろうとこういうふうなことなんだと思います。

当初の清水川せせらぎ公園を造ったとき、旧烏山町のときですが、河川や砂防の占用を取らずに、これは私の勝手な私見で言い過ぎかもしれませんが、いいかげんに造ってしまった、こういうふうになります。そこで、新しく計画するとき、今回ですけれども、今回の計画ですが、関係法令をしっかり調査して造るべきなんです。

都市公園の国庫補助の要件は、２ヘクタール以上であること。全体事業費が１か所、２億５，０００万円以上の事業であることです。工事費は２分の１、用地費は３分の１の補助が出ます。これは間違いありませんか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　社会資本整備総合交付金事業の基幹事業である都市公園事業につきましては、議員御指摘のとおり、面積要件２ヘクタール以上、総事業費が１か所当たり２．５億円以上。あと、対象事業といたしまして国費率、用地につきましては国費３分の１、工事のほうは国費２分の１となってございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　これは、私と数人議員の勝手な考えです。都市公園にしてというか、都市公園の計画を立てて、私と、本当に五、六人の議員の考えでしたが、ココスの隣の空き地、これは清水川公園に直接、接しております。現在は駐車場になっております。それを買収します。まずは、駐車場がないというのが、大きなあそこの問題でありまして、ほかの今の駐車場に接しているところなんかも、できれば買収すればと、こういうふうに言いました。それを買収しますと、用地取得費の３分の１の補助が出るわけです。買収は、それほど時間がかからないのではないかなと、このように思います。

そこは、砂防指定地でないので、大きな基礎の遊具の建設など、いろいろ制約なくできることになります。工事費は２分の１が、当然補助されるわけです。そのようにすれば、障害を持

つ人も、小さな子供たちも、お年寄りも、もちろん大人も楽しく遊べるインクルーシブデザインの大きな遊具が入った公園が、市民の皆様が理想とする公園が、今回の予算の範囲でできたと考えております。残念でなりません。

那須烏山市では、改修を行って失敗した事例が既にございます。これは、前の同僚議員がよく言っていたことなんですが、旧野上小学校の用途変更の改修工事です。現在、１階は保育園で、２階と３階が公民館です。話によりますと、工事費を算出して予算を組みましたが、建築基準法で、用途変更による耐震補強が必要だと後で判明して、追加費用がかかってしまったという事例です。

私は、合併以来の議会の資料を納めた図書館を持っております。記録によりますと、平成１９年１０月２２日の議員全員協議会で、改築費約４，０００万円の説明がありまして、最終事業費、２億４，６２８万円で完成をしたと、こういうことでございます。

「反省だけなら猿でもできる」という、ちょっと古いＣＭがありましたが、反省だけでは駄目なんです。人間ですから、それを教訓として生かさなければなりません。残念ながら、それは生かされませんでした。「柔らか頭していますか」という、これもちょっと古いＣＭがあります。

新しい計画を立てるときは、今までこうだったからというコピー行政はやめて、柔らか頭で関係法令を調査して、どうすれば国からお金が頂けるのか、しっかり確認することが必要です。「つまずいたっていいじゃないか、人間だもの」という、相田みつをさんの言葉があります。共感するところは大いにありますが、大きな金額を投入する市の事業で、つまずいたっていいじゃないか、那須烏山市だもんというわけにはいきません。今回の事業にかかわらず全ての事業にいえることで、新庁舎については、特に必要だと考えております。

今回の公園整備で残ったのは、市の手持ちのお金をたくさん使った、大した遊具もない、残念でつまらない公園と、子育て世代の敵、何でも反対する議員というレッテルを貼られた何人かの議員と、その議員の執行部に対する不信感です。もっとも自虐ネタですけれども、何でも賛成する議員と言われるよりましかなと、このように思っております。

子育て世代を集めてアンケートをするのも結構です。公園に反対する議員がいるようでは、那須烏山市には住めない。子供がすぐ大きくなるのに、今すぐ造るべきだとかの意見がありました。その他多くの批判があったことを真摯に受け止めます。執行部が、それをもって暗に議員に圧力をかけるようなことも結構でございます。議会が、議員の半数以上の賛成で、なぜ修正動議を可決したのか、よく考えていただきたいと思います。

勘違いをしている人もいるようです。川俣市政への嫌がらせだと。そんなことは決してございません。議会は、みすみす市民がそうすることを見過ごすことができないから、修正動議を

可決したのです。失敗してしまったと思うなら、せめて早く都市公園にして、毎年、国からお金を頂くようにしていただきたいと思います。

確認ですが、清水川せせらぎ公園は、基準財政需要額の令和７年度当初予算で幾らになりますか。

○議長（相馬正典）　関総合政策課長。

○総合政策課長（関　雅人）　今の質問は、交付税算定の質問でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

概算でございますが、清水川せせらぎ公園の面積は約２万９，０００平米でございます。地方交付税算定台帳の計算では、基準財政需要額は１平米当たり３７万８，０００円で算出されますので、２万９，０００平米に３７万８，０００円を乗じますと、約１１０万円となります。

○議長（相馬正典）　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　私、２ヘクタールちょいかなと思ったんですが、結構あるんですね。１１０万円だということでございます。

１１０万円は、１３０億円という予算の中からすれば、大したお金ではないと考えていると思いますが、私にとっては大きなお金です。市民の皆様の中にも、そういうふうに思う人もたくさんいると思います。進まないのは、市民への裏切り行為と、こういうふうに申します。今年度中に都市公園にしていただくよう強く要望をいたしまして、次に参ります。

続きまして、２点目の緑地運動公園の都市公園化です。

旧南那須町で整備しました、清水川せせらぎ公園の予算審議のときに、緑地運動公園が都市公園になっていないということを、何でも反対すると言われる議員が見つけました。そこで、都市公園化に向けて検討していただくよう提案をし、執行部はそれに向けて進めていると認識しておりますが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　市内スポーツの推進に御尽力いただいているスポーツ少年団や、スポーツ競技会といった団体をはじめ、市内に設置されている屋外運動場の利用者との意見交換などを行うことで、利用者ニーズを踏まえながら、具体的な施設機能や、規模等についての検討を進めているところであります。

この結果を踏まえて、必要となる全体面積やレイアウトなどの詳細について整理を行った上で、基本的な整備方針を示す基本構想に反映させるとともに、敷地の有効活用に向けた測量や境界の確認など、より具体的な調査に着手したいと考えているところであります。

また、整備に際しましては、国の有利な財政支援措置である社会資本整備総合交付金を活用したいと考えているため、活用に当たっては留意事項をはじめ、取り組むべき課題の整理につ

いて県の御支援をいただきながら、同時並行で検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　前回の質問から、あまり進んでないというようなことかなと、私は解釈をしております。

新しい計画を立てなければ、都市公園にならないという理由は何ですか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　それではお答えいたします。

先ほど、市長からの答弁でもありましたように、国の有利な財政支援措置である社会資本整備総合交付金を活用したいと考えておりますので、そのためには、具体的な施設機能や規模、全体面積のレイアウトなど、詳細に整理する必要があるためと考えております。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　そういうのをやらないと国庫補助は出ないし、都市公園にならないと、それは間違いないですか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　社会資本整備交付金を活用するに当たっては、活用する時点で、都市公園の面積が市民１人当たり１０平米未満でないといけないという制約がございますので、その辺も含めまして、整備をしてから都市公園化するという考え方でございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　私もよく知っているんですけども、市民１人当たり面積何平米ということになっているんですよね。遅れれば遅れるほど、どんどん、どんどん下がっていっちゃうでしょって言っているわけなんですよ。それで、それが要件だったらば、答えは逆ですからねと私は思います。早い話が、合併したときに、都市計画が決まったときに、都市公園にしなかったと、忘れていたというようなことじゃないですか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　忘れていたわけではないと思います。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　じゃあ、なぜ都市公園にならなかったんですか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　ある程度、全体面積に対するスポーツ施設の面積とか、あとは緑地面積とか、その辺の関係もあったんだと思います。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　そんなことはないと思うんですよね。

後で、それをきちんとこういうことで駄目だったんだって出していただけますか。私、計算してありますから。

はっきり申します。多分、忘れたんであろうというふうに私は考えております。

市役所は、どういうふうに言うんだか知りませんけど、世間一般では、理由をつけて行動しないこと、こういうのを怠慢というふうに呼んでおります。怠慢行政はやめていただきたいと、このように思います。

緑地運動公園は、一体何ヘクタールあるんですか。都市公園になればの話なのですが、基準財政需要額の令和７年度の当初計算だと幾らになるんですか。

○議長（相馬正典）　　関総合政策課長。

○総合政策課長（関　雅人）　　概算でございますけれども、緑地運動公園の面積は、約８万５，０００平米でございます。地方交付税算定台帳の計算では、基準財政需要額は、１万平米当たり３７万８，０００円で算出されますので、８万５，０００平米に３７万８，０００円を乗じますと、約３２１万円となります。

ただ、こちら交付税の算定に、あくまで基準財政需要額でございますので、それがそのまま歳入に入ってくるわけではないという部分は、これは前からお話をさせていただいております。最終的には、出された基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが、地方交付税として入ってくるという部分になってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　そのぐらいは当然分かりますよね。ただ、基準財政需要額が増えれば、当然もらうお金は増える。たとえ基準財政が、収入額が増えるとそれをマイナスするというだけで、大本の基準財政需要額の額だけ入ってくるなんとは言ってないんですよ。基準財政の大本のお金を増やさないと、お金入ってこないでしょうと、こういうふうに言っている話なんです。

簡単に言うと、私が勝手に思うことです。もし間違ったらごめんなさい。何で都市公園にならないかというのを、きちんとそれは証明してくださいね。前は都市公園の要件を満たしていますという答弁だったと思うんですよ。今度は、何だか理由をつけて、それはきっちりやってくださいね。俺は、みんなから敵だなんて言われているんですから。

続いていきます。皆さんね、さっきは１１０万円。今度は３２１万円。１１０万円と３２１万円を足すと、４３１円万かな、ということになりますね。逆を言うなら、都市公園にならなければ、それだけ損をしているということです。そのことを強く認識していただきたいと思います。

進んでいないということは、市民の人たちにとって大変厳しいこと。皆さんは、別に給料も変わりませんし、何も変わりませんけど、市民の皆さんは、これだけ収入が減るということなんですよね。私はこういう進まないことは、市民に対しての裏切り行為であると、こういうふうに思っていますが、市長いかがですか。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　緑地運動公園の都市公園化につきましては、これまでも施設整備に対する国の有利な財政支援措置である社会資本整備総合交付金の活用を見据えながら検討を進めてまいりました。一方で、当該交付金は、都市計画区域内における住民１人当たり１０平方メートルを超えないことが、交付要件となっています。このため、まずはスポーツ団体や施設利用者の御意見を伺いながら、施設機能と施設規模の検討を優先的に行うことが重要であると考えています。

もちろん、栃木県のアドバイス等を踏まえながら整備に向けた検討を進め、準備が整い次第、速やかに台帳整備を進めたいと、以前からもお答えさせていただいております。なかなか進まないのは事実で、本当に渋井議員の御指摘のおかげで、私たちも進行することができたのを、本当感謝申し上げます。

ただ、別に滞っていたわけではなく、私たちは、私どもで丁寧に議論をさせていただき、協議をさせていただいた結果、このように進むことができましたので、以上のように答えたいと思います。

○議長（相馬正典）　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　これは私の考えで、間違っていればごめんなさいと、きちんと謝ります。当初から大体整備ができていまして、都市公園になる要件を備えていたんだけども、忘れてしまったのではないのかな、こういうふうに思っております。

いずれにしても、我々、こういうことに反対をするようなことはないんです。ほかでは、いろいろ反対する議員がいるんで何もできないんだというような声も聞こえますが、こういうことに関しては、どんどん整備を進めろと、どっちかというとそういうことでございます。

今後は、市長と職員の皆様のやる気次第なんですね。怠慢行政はやめていただいて、どんどん進めていただきたいと、そういうことを市長は言っていると思うんですが、再度、答弁お願いいたします。

○議長（相馬正典）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　答弁のとおり、しっかりと進めていきたいと思います。

○議長（相馬正典）　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　前の話では、共有の土地があるんだと。この前の答弁の中には、共

有の土地があってなかなか進まないんだというようなことがございましたけれども、これについては、現在、どのようになっていますか。多分そのままだと思うんですが、それについて、固定資産税というのはどういうふうになっているんですか。

○議長（相馬正典）　　川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一）　　固定資産税はどのようになっているかについてお答えいたします。

地権者等、個別案件に対しましての課税内容等は個人情報となりますから、固定資産税の有無を申し上げることは控えさせていただきますが、一般論として、答弁をさせていただきます。

緑地運動公園につきましては、公共の用に供する公園でありますから、地方税法上、一般的には非課税の範囲に含まれるということになります。

以上です。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　その共有部分は非課税だということで、もちろん共有だって契約書はあるんでしょう。どうなんでしょうか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　お答えいたします。

契約書、それに類するものはございませんでした。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　そしたら、これを進める上において障害になって、前にも言った、こういう障害があるんだというのは、全然考えていないということなんかなと思うんです。

そういう土地問題、契約がない問題とかって、相続問題とかってそういうのがあれば、那須烏山市には、顧問弁護士というのがおりますので、そういうとこで相談をしてもらうと。弁護士というのは、職権というのがありますね。弁護士法第２３条の２のようです。相続関係を調べることもできますので、速やかに。そういうのがないと、都市公園に進まないでしょ、どうなんですか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　それではお答えいたします。

共有名義の方と、当時どのような合意に至ったかは定かではありませんが、今後、土地の取扱いについては、渋井議員のおっしゃるとおり、顧問弁護士と相談していきたいと考えております。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　やらなきゃならないことは、さくさくとやってもらわないとね、進まないでしょう。問題があるんです。ああそうですか。じゃあ、その問題を解決するのにはど

うするんだ。いや、問題があってそのまんまというんじゃ全然進まないと、私はそのように思います。

都市公園にするのは、都市公園台帳を作ると。これは当然のことなんですが、市長は一般質問の答弁で、都市公園のエリアに関する検討を行い、今も言ってもらいましたけど、改めて、都市公園台帳に必要となる図面等を作成していく必要がございます。こういうので御理解のほどお願いします、このように発言しております。

都市公園であれば、当然、当たり前なんですけども、しかし、緑地運動公園は完成している公園ですよね。図面などはそろっていて、改めて作る必要がないと考える。もちろん新しい施設をつくるんだとか、何だとかっちゅうのは、また別ですが、今までの図面を整理すればよいことだと、こういうふうに思うんですけれども、これを進めるのは、生涯学習課なんでしょうか、都市整備課なんでしょうか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　都市公園の告示等の事務は都市整備課となりますので、台帳整備は、都市整備課が所管する形になるかと思います。公園整備を伴う場合は、測量であったり、整備の図面などを活用できる可能性は多分にあるかと思います。

今後の交付金活用を含め、今後、整備を行った後、速やかに作成できる方向で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　都市公園の要件がそろっていないから、これからそういう要件をと、それが本当ならば、できるだけ早いところ進めてください。それが間違いだったとすれば、議会での答弁ですから、責任はきちんと取ってもらうようにしたいと、こういうふうに思います。

いつまでにやるか、目標を持ってやっていただきたいと思うんですよね。期間は、どの程度かかりますか。

○議長（相馬正典）　　松鳥都市整備課長。

○都市整備課長（松鳥和行）　　今の御質問は、清水川せせらぎ公園のお話ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

先ほど申しましたとおり、公園整備に伴う測量や整備図面等を活用することができれば、通常より早く台帳の整備ができるかというふうに考えてございます。

期間とか費用につきましては、ちょっと明言はできないんですが、本課といたしましては、公園整備が完了後に速やかに台帳整備を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　いつまでにやるか、目標を持ってやっていただきたいと思うんです

よね。

我々は、子育て世代の敵とか、何でも反対する議員とかレッテルを貼られたんですから。そういう議員が、国土交通省日光砂防事務所に行って確認をして、那須烏山で書類を出さないと都市公園にならないと、こういうのが現実なんですよ。国からいただけるお金は、誰のお金でもないんです。市民のお金なんです。国から受け取れる権利があるのに受け取らない。これは、市民に対する冒涜でございます。早く都市公園にして、国からお金をもらっていただきたい。

２つの公園を合わせると約１１０万何千円でしたか。４１０万円ぐらいでしたか。４４０万円ですか。ちょっと計算が難しいんですけど、例えば、４年だったら、４００万円で計算しましょう。１，６００万円です。緑地運動公園が、最初から都市公園になったと仮に仮定したら、２０年間で３００万円だと６，０００万円なんです。失われた１，６００万円。失われた６，０００万円。そして、これの責任を誰も取らないんですよね。誰も取らない。それを知って行わないのは行政の怠慢であり、市民に損害を与える行為です。進まなければ、市長への責任追及もやむを得ないと申しまして、次に参ります。

２項目めは、自治会の支援について伺います。

国は令和４年度から、自治会・町内会加入促進に係る経費、自治会・町内会活動内容周知に係る経費を充実したとなっております。

６月に一般質問をいたしまして答弁をいただいておりますが、確認のため、改めて伺います。一体幾ら頂いているんですか。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　自治会・町内会の経費の交付額についてお答えいたします。

御質問がありました交付額につきましては、令和４年度から普通交付税の単位費用に追加されております。金額といたしましては、令和３年度から令和４年度の単位費用の増加額が１５３万円であり、令和４年度から令和７年度までが同額であります。

この数字は、人口１０万人を基準規模として算出した数字であるため、本市の人口で割り返した上では、算定に必要な補正係数も乗じますと、約３００万円増加する結果となっております。

なお、この単位費用につきましては、自治会・町内会加入促進に係る経費、自治会・町内会活動内容の周知に係る経費、そのほか、地域活性化イベント、自主防災活動、防犯灯の設置、集会所建設・改良、ごみステーションの設置、児童遊具の整備、住民活動支援事業として包括的に定められているところであり、計算された交付税額の全てが、自治会費運営費に充当されるものではありません。

最終的に交付される普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し

引いて計算いたしましたので、前述した金額が単純に交付税額になるものでございませんので、補足させていただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　度々言わなくても分かりますから、基準財政需要額というのがしっかり出ないと基準財政収入額が、それを引くわけですから、単純に基準財政需要額を足した額を、国から金を来るというわけじゃないんですよね。よく理解しています。

ただし、自治会交付金は、ずっと合併以来変わっていないと。

○議長（相馬正典）　　静粛に願います。

○１３番（渋井由放）　　３万円の自治会の均等割と３００円を掛けた額、これはずっと変わっていないようなので、年々加入数減少していますよね。交付金の合計は、毎年当然減っているとこういうふうになります。国が新しく拡充した交付金を利用して自治会支援、これ当然であるとこういうふうに思いますが、自治会の支援を行うという考えがあるのか、市長の考えを伺うものであります。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　本市における今後の自治会支援についてお答えいたします。

６月議会における一般質問でもお答えしましたが、本市の自治会におきまして、加入率の低下、役員の高齢化、次世代の担い手不足など、自治会の運営体制の持続可能性の低下が大きな課題となっております。

加入率の低下や自治会活動の衰退は、住みよい地域づくりに欠かせない市民主体の地域の絆づくりや、安全安心を守る活動などに支障を来すことは明白であり、見過ごすことができない懸念を抱いているところであります。

したがいまして、地方交付税の算定にかかわらず、今後、持続可能な自治会活動を見据え、財政的支援の在り方の検討や、小規模自治会の統合・再編などの推進、役員の負担を減らす仕組みなど、次世代への担い手となる地域住民が参加しやすい行事の工夫など、理事会連合会と連携を図り、多様な取組を行っていく必要があると考えております。

議員御質問の施策の１つとして、自治会交付金の在り方について、他市町の状況を参考にしながら再考いたしましたところ、本市における自治会交付金が、他市町と比較して必ずしも多い状況でないことが分かったところであり、このようなことから、昨年多くの自治会から要望のあった防犯灯の電気料につきましても、自治会交付金に一部上乗せした補正予算を９月議会に上程し、皆さんからの議決をいただいたところでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　防犯灯の電気代については、１，０００円でしたか。自治会としては大変に助かるなと、こういうふうに思います。

私、さらなる一歩を提案したいと思います。市民の皆様は、自治会が防犯灯を持っているのが当たり前だと、こういうふうに思っている方が多いと思うんですけれども、栃木県の他の市や町では、自ら防犯灯を所有している、こういうところがございます。

また、これはちょっと遠いんですが、北海道の帯広市、これは令和８年４月から防犯灯を市に移管しました。防犯灯は自治会加入者のみならず、そこを通過する全ての人が恩恵を受けることになりますので、本市におきましても、防犯灯を那須烏山市に移管すべきではないかと、こういうふうに考えますがいかがですか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

現段階で移管を受けるとの考え方はございませんが、引き続き、自治会に対しての支援、これについては調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　あともう一つ、那須塩原市は、多分全部持っているのかなと思うんです。これ記憶で申し訳ないんですけど、リース事業をやって、ＬＥＤを街灯に全部つけて、電気代が安くなるので電気代で賄うといったようなことをやったと思うんですよね。

それで、仮に防犯灯をまとめてやると安くなるとか、各自治会が持っているんじゃなくて、仮にですよ、市が持ったとしたら、全部まとめて契約したら安くなると、こんなことがあるかどうか確認していただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　防犯灯は、１基ごとにメーターが設置されていないと、そのような状況もありまして、一般的には、公衆街路灯という定額電灯という特別な料金プラン、これで契約されているのが通例かなというふうに思っております。

新電力などのほかの電力会社との契約ができるのかどうか、実際には対応している事業者が極めて少ないのではないか、そのように現段階では考えてございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　東京電力にメーターついていない、特に東京電力の電柱に何かついていたり、いろいろあるんでなかなか難しいのかなと思うんですが、駄目元で調査してみてください。安くなるのならそういう方法も、最初から駄目だじゃなくて、柔らか頭で考えていただければなと思います。

自治会交付金の話に戻りますけれども、先ほども言いましたが、そういう拡充されたという

ことで、私、あちこちの自治会に行って、いろいろ話を聞いてきて、思い立ったことがあります。

それは、高峰パークタウンは自前で土地を購入して、自治会で会館を建てています。記憶ですが、土地１，０００万円、補助金５００万円、建物２，０００万円、補助金１，０００万円程度だったかなと思うんです。計１，５００万円で自前で出したと、こういうことです。

それで今度は、大金自治会は、借地で借地料を払っているそうです。２２３坪で、地代約３０万円。そして自治会館を持ってない自治会もあります。あと多くは、多分こうなんじゃないかと思うんです。市有地に建っているところ、こういうとこがありまして、市有地ですので、地代は発生しておりません。考え方を変えれば、隠れ交付金と考えることもできるのではないかとこのように思います。

この辺を調査して、新たな交付金制度も考えることも必要ではないかなと。別にそういうふうにしなければならないとかじゃなくて、問題意識を持って調査研究を行う。そして、現状を把握して対応する。いわゆる進化をすることも必要だろうと、こういうふうに思うんですがいかがですか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　今回、防犯灯につきましては、一部公費支援、これをスタートさせていただいたところでございます。

それ以外の部分で、現段階で具体的にお伝えできるものはございませんが、我々としましても、引き続き、自治会の支援につきましては、今後も調査研究を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　各自治会で、ばらばらなんだと思うんです。そこら辺を自治会館の在り方や、その他ばらばらなんで、そのばらばらなものを上手にやっぱり整理整頓して、誰もが見ても平等だというような交付制度をつくってもらわないと、あっちだけ得しているんじゃねえかとか、こっちはいいじゃないかとかというふうになるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。ぜひとも、調査研究していただいて、そういうふうにやっていただければなと思います。

次に３項目めに参ります。消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に向けた取組事項についてです。

令和８年１月２７日、消防組織法第３７条の規定に基づく助言として発出されました。冒頭は、このように書かれています。

令和７年２月の大船渡市をはじめとする各地の大規模林野火災や、同年１１月に発生した大

分市の大規模火災において、消防団は地域住民の命や財産を守るため、被害状況の情報収集、住民への避難の呼びかけや避難誘導、消防隊と連携した消火・残火の確認や処理、夜間の見回りなど、懸命な活動に取り組んでいただきましたと書かれておりまして、防災力の充実のためのいろいろなものが、１３ページにわたって書かれております。

その中に、那須烏山市消防団が、特に必要と思う装備というか、そういうのは早急に行ったほうが得策ではないかと、私が勝手に思ったものですから質問をいたします。

その中身は、空調服や冷却服など、体を冷却する機能を有する、これよく分からないんですが、高視認性冷却衣、遠くから見えるということなんでしょうかね、補助対象に追加したところであるとなっておりまして、今では災害級の暑さと言われているのが現状で、消防団が熱中症にならないためには必要ではないのかなと考えておりますが、本市はどのように考えるのか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　高視認性冷却衣の導入についてお答えいたします。

高視認性冷却衣につきましては、夏季における災害活動や訓練時における消防団の安全確保、主に熱中症対策として体を冷却する作業着であり、団員の命と健康を守る有効なツールの１つではあります。

でも、一方で導入に当たり、活動時の有効性、必要数料、適切な維持管理方法や導入経費などの課題を整理していく必要もございます。まずは県内の導入状況や消防団の意見を十分に踏まえながら、導入の検討を進めてまいりたいと思います。

改めて、それを着て活動することが実際にあるのか、消火があるのか。また、水防もこちらの地域はありますので、そういうときにも活用できるのか、ちょっと検討をさせて、消防団の御意見も聞きたいと思いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　消防団がね、そんなのを使ったってしようがないよと言えば、もちろんそれまでなんですよ。

ただ、令和７年６月１日から、職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されました。熱中症の重篤化を防止するため、体制整備、手順作成、関係者の周知、これは事業者に義務づけられた、こういうことになっております。

当然、職員を有する我が市ですから、こういうことは当然知っていると思うんですが、いかがですか。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　こちら令和７年６月１日に厚生労働省のほうから、熱中症による

死亡災害の多発を踏まえた対策の強化についてということで、渋井議員から御指摘いただいたとおり、対策の整備、手順作成、関係者への周知、これが事務所に義務づけられた、そのことについては我々も確認をしてございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　取りあえず、これどんなちっちゃい事業所でもやれるって書いてあるんですよね。だから、いかに重要かということなんですよ。

私の一般質問には書いてないんですけど、特に土木課の作業員の方ね、あの方なんかが一番消防団よりも、何よりも必要かなと、こういうふうに思います。そういうのはできているんだと思うんですけども。

とにかく指揮する人が、エアコンの効いているところで指揮をして、消防団が活動中に熱中症で救急車で搬送されましたって、これ話になりません。防災力を高めるために新庁舎の建設もよいかもしれませんが、大きなお金をかけないで、今すぐできる防災力強化、これは行うべきだと、こういうふうに思います。

冷却衣の導入については、常備消防や消防団の皆様とよく相談していただければ、相談します、こういうふうに市長も答弁いただいておりますけれども、必要であると判断されれば、１日も早い導入を要望して。これね、残火を見に歩くとかそういうようなときは、多分着られると思うんです。すぐ出動というときは、使えないかなと何となく思いますけれども、その辺のところは備えあれば憂いなしということで、大したお金もかからないということであれば、よくよく検討していただければなと思います。

最後になります。続きまして、４項目め、小規模特認校であります境小学校の在り方についてであります。

私はこのたび、文教福祉常任委員長になりまして、学校の在り方について、改めて、文部科学省、那須烏山市教育委員会や、各市中学校のホームページを拝見をさせていただいたところでございます。

市のホームページには、小規模特認校の制度の説明がありました。が、どのような授業があるなど、具体的な内容ではありませんでした。境小学校のホームページを確認しますと、小規模特認校という項目、授業時間数特例校という項目がありますが、それをクリックしても何ひとつ書かれていないと、こういうのが現状でございます。

そこで、どのような方法によって、小規模特認校のＰＲ活動をしているのか。まず、その辺をお伺いをいたします。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　小規模特認校認定のＰＲ活動についてお答えいたします。

小規模特認校のＰＲにつきましては、説明会の実施や、リーフレットの配布などを実施するほか、市ホームページにおきましても、制度の概要を掲載するなど、保護者の皆様に制度の周知を行ってまいりました。

本制度により小規模特認校に入学された方は、開始から現在まで４名となっております。

少子高齢化が進み、市内全体の児童数が減少する中で、特定の学校への入学を積極的に推進することは、各学校における児童数にも少なからず影響が生じることも想定されるため、教育委員会としましては、制度の趣旨を踏まえながら周知に努めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　まず、確認をしたいと思うんですが、こういうことはないとは思うんですけれども、田代教育長のときに小規模特認校というのが導入されまして、今、新たな教育長なんですが、その考え方というのは、それぞれずっと踏襲しているのか、教育長が変わったから変更したんですよって、そういうことはあるんですか。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　お答えいたします。

現時点において、小規模特認校を廃止するというような考えはございません。当時のままの考えで、現在も進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　文部科学省のホームページを見ました。令和２年ですから、令和２年２月２８日とこう書いてあって、少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業取組モデルというのがありました。その中に、栃木県栃木市の事例が掲載されていましたので、これはもちろん教育長なんかは御存じだとは思うんですが、市民の皆様や、議員の皆様に理解していただくためにも紹介をいたします。

児童を増やすためにパンフレットを作成し、保育園、幼稚園に配布、周知した。魅力のある授業、教育活動の実践を外部に発信することを重視し、地域行事のＰＲ動画の作成と関連させて多くの事例をマスコミより効果的に広めることに努めたと、このようなことになっています。

今、答弁いただいた事実ということは、これをやっているということでよろしいんですか。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　御質問にお答えします。

令和４年度に境小学校を小規模特認校に指定し、毎年パンフレットを作成し、保育園等に配布しておりました。また、フリー参観日というものを設けまして、併せまして相談会を実施す

るなどの取組を行っておりました。

しかしながら、令和５年１１月に、学校適正規模等の検討委員会が設置されましたことに伴い、以降は、教育委員会のホームページによる制度の周知のみと今はなっております。

以上です。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　いや、私も市のホームページや学校のホームページに、必ずそういうのがあるのかなと思って見ましたよ。ないものですから、やってねえのかなと、こういうふうな感じがいたしました。それはそれで、やってないんだから、やっていないのはしょうがないですね。やる気がないんじゃ。

今、たまたま、秋葉議員からも一般質問がありました。不登校の生徒さんなんかがね、非常に多いと。そういう方は、お子さんはもちろんですが、御父兄さん、はたまたその周りの家族の皆さん、本当に苦労していると思うんですよ。そういう大人数というかね、なかなかそういうところの学校の環境になじめないというようなお子様、そういう保護者にアピールしたらどうなんだろうと。

まず確認しますが、小規模特認校は、例えばですよ、烏山小３年生なんだけど学校に行きたくなくなっちゃったというと、境小学校に転校とかってそういうことは、まずできるんですか。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　お答えします。

小規模特認校については、原則１年生とはしていますが、実情により３年生からでも大丈夫です。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　どこからでもって、とにかく全体学校が減っているんだから、境小学校だけＰＲしちゃうんじゃ、ほかにも影響を及ぼすよということは、もちろんそれも承知しているんですけども、やっぱり、地域の核となるような学校が、どんどん衰退して行くようでも駄目なんかなと、私はそういうふうに思います。

特に境小学校は、市長なんかも、もともとは境小学校の学校歯科医の先生をやっていたり、思い入れもあるでしょう。私もあそこで、よくピザ焼きを頼まれてやっていてね。とっても元気のある、いい子供たちなんですよ。だから潰すんじゃねえとか、潰せとかってそういうんじゃないんですよ。やっぱり伸び伸びとやっているんですよ。

だから、不登校の子なんかもそういうところに入れば、かなり元気を取り戻せんじゃないかな、そういうふうに思うんです。とにかく、今はやってないと言うんですけど、小規模特認校のＰＲを、私はしっかり実施すべきだと。極端なこと言うと、宇都宮からでも来てもらうとか、

東京からでも来てもらうとか。そういうふうにするぐらいＰＲしてもらいたいと思うんですよね。

統廃合ありきで、今までと一緒だというふうには、教育長おっしゃっているんですが、小規模特認校として残すということが、もう頭の中にないんじゃないかなとこういうふうに考えているんですが、再度教育長の答弁をお願いします。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、現時点で小規模特認校を廃止するという考えはございません。

ただ、渋井議員御指摘のように、那須烏山市全体での子供の数がどんどん減り続けているということに鑑みますと、なかなか特定の学校のＰＲというのは、難しい部分もあるのかなというふうに考えてございます。

現在、市内小学校７５０人余の児童がおりまして、５校の小学校がございます。実は今年度から、烏山小学校も小規模校になってしまいました。全ての学校が小規模校という中で、特定の学校に人数を集めるというのは非常に難しい部分がありまして、そういった意味からも、先ほど答弁させていただきましたとおり、制度の内容のみを説明しているものをホームページに載せているといった状況でございますので、御理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　栃木市では、先ほどの文科省のホームページですよ。対象校を存続することにした背景理由、こういうのが書かれております。平成３０年度に複式解消の児童数に達した学校もあり、小規模特認校制度活用の効果が大いに認められた。また、保護者や地域住民の代表を委員とした、地元代表協議会からも、児童数を増やすために地域も一緒に頑張るといった傾向もあると。

ある程度の成果が認められたが、複式解消までは至っていない学校についても、地元代表協議会からは、地域の教育力を生かした学習例のアイデアが出される等、児童層を増やすことへの意気込みは強く感じられると、このようなことです。

増やすことの意気込みが強く感じられるというんですかね、やり方によっては複式解消になったという事例もあるわけです。それを参考に取り組んではいかがかと思いますが、これは、逆に那須烏山市だけでやるんじゃなくて、高根沢町に行ったり、さくら市に行ったり那珂川町に行ったりって、そういうとこまで手を伸ばしてやってもらうっちゅうわけにいかないんですか。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　まず、小規模特認校制度につきましては区域外の廃止というか、市内のどこでも、どこの住所地でも、境小学校に行けるというような制度になっております。

先ほど議員がおっしゃったように、那珂川町とか高根沢町からという場合は、やはり区域外の基準というのがありますので、協議することになります。そういうお話をして、協定とか進めるかどうかというのは、今、ちょっと分からないんですが、そういった区域外就学の協議をすることになるような形になりますので、御理解お願いします。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　東京から来てもらうとか。隣はいずれにしても、そんな問題があるのも分かっていますけども、東京なんかは子供さんいっぱいいて、そういう大きいとこで嫌だ。こういう生き生きとした、みんな子供たちがいるところでという人も、もしかするといるかもしれないんですよね。

私は、こういうのはあんまり詳しいわけじゃないんですが、離島に留学するとかね、そんなふうにやっているところもありますから。ここは東京まで結構近いですから、そういうことを踏まえて、１歩外へ打って出ていかないと、何ならもう家族ごと引っ越してもらうんだというぐらいの勢いでやらないと、もう空き家なんかがいっぱいあるんですから。土地なんか極端なことを言うと、ただでやるからって言ったって、要らないって言われているぐらいのところもあります。そういうところまで、しっかりと。これ、小堀議員なんかが得意な部門で、常々そういうことを言っております。

第１回那須烏山市適正規模・適正配置等に係る意見交換会というのが、令和７年１１月２６日に境小学校で、多分、開催されたんだと思うんです。そこのアンケートを実施しているんです。そのアンケートを見ますと、合併を望んでいる人というか、合併というんですかね、望んでいる人が多いのかなというふうに思いながら見ていたら、これ議員の皆様も改めて見ていただければと思うんですが、複式学級の影響について、具体的にどのように感じていますかを選んでくださいというと、複数回答可、このようになっていまして、この問いに関しまして、特に問題を感じていない。これが６７％という結果でした。

私は、複式で良いとかってそういうふうに言っているわけじゃありませんが、これを分析というか、推察すると、学校を残していこうという意欲があるのではないのかなというふうに感じています。個人的に思うことですけれども、那須烏山市は栃木市に比べて努力が足りないと、こういうふうに思うんですよ。

確かにほかの学校のこともあるでしょうし、何かあるかもしれませんが、やっぱり、私から

感じるのには、境小学校を潰しているんじゃないか、潰そうとしているんじゃないかなと、こういうふうな疑念も浮かぶわけです。それは私の考え方だけですから。

新たな視点、新たな思考、そして強力な努力でＰＲ活動に励んでいただきたいと思うんですが、答弁は一緒かもしれませんが、いかがですか。

○議長（相馬正典）　　内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸）　　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおりで申し訳ないんですが、境小学校につきましては、答申を踏まえ、子供たちの教育的条件の視点を中心に捉え、複式学級の解消、これを最優先課題として協議しているところでございます。

境小学校におきましては、答申を受けた後、議員御指摘のとおり保護者を対象とした意見交換会を２回ほど実施させていただきました。しかしながら、保護者の参加が少ない中での会となり、答申の内容や説明を十分に伝えられていなかったのではないかと思っております。

今後も議員の意見を踏まえながら、子供が、これは境小学校だけではなく本市全ての子供が未来を生き抜く教育というものを大事に、丁寧に説明をして協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を願お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　財政需要額の話ばっかりするとちょっとあれなんですが、これ国から金もらえる話のやつですから、小学校費というのは、５校で６，３５８万円あるんです。これは、５校でですよ。１校当たりにしますと１，２７１万６，０００円です。児童１人当たりは、約１５万円です。学級数１クラス当たり８９万２，０００円で、基準財政需要額が全てとはもちろん言いませんが、やっぱり小さい学校だって、学校１つ単位でお金がきっちり来ているんですよね。

小さい学校は、エアコンを入れないとかって、そんなような話もあるようなんですが、私はそれに対しては反対しますけども。とにかく、小さい学校であればあるほど、子供たちも元気に勉強できるように、小規模特認校のよさをしっかりとＰＲをしていただくことを要望いたしまして、一般質問を終わりといたします。

○議長（相馬正典）　　以上で、１３番渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後２時３０分といたします。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時３０分

○議長（相馬正典）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、２番東原勇二議員の発言を許します。

２番東原勇二議員。

〔２番　東原勇二　登壇〕

○２番（東原勇二）　　皆さん、こんにちは。議席ナンバー２番、那須烏山市を愛してやまない、那須烏山市の東原勇二です。相馬議長より発言のお許しをいただきましたので、一言申し上げます。

２０００年４月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、地方公共団体を国の下部機関とみなしてきて、委任してきた機関委任事務制度の廃止等が行われた結果、各地方自治体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った、きめの細かい行政の展開を任されるようになりました。そのために、１９９９年から地方自治体の平成の大合併が推進され、市町村の数は3，２３２から、現在、１，７１８と、およそ半分になりました。

現代の日本は、これまでの日本人が経験したことのない価値観の多様化などにより、人口減少、少子高齢化への急速な変遷を迎え、地方自治体にも、未来へ向けた主体的な発想と行動力がさらに求められるようになったことは、皆様御承知のとおりです。案外、承知していないのは、我々市議会議員かもしれません。

今や地方自治体も民間企業と同じように、大競争の時代の中にあります。そんな中、本日列席の執行部、特に課長の皆様には、どの課におかれましても、那須烏山市のその分野におけるトップリーダーであり、後日振り返ったときに、あの時が市民のために一番頑張ったと胸を張れるような御活躍を、市民の１人としてお願い申し上げます。市民のためにまちを変える、これほどやりがいのある仕事は、ほかにはないと感じております。執行部も市議会も、目指すは住民の福祉の増進であります。

執行部の皆様には、那須烏山市が未来永劫、市民から愛されるようなまちづくりを大いに期待して、質問に移らせていただきます。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　事前通告に基づきまして、基金、すなわち市の貯金の運用についてお伺いいたします。

本市の本年３月３１日時点での基金残高は、１２８億５，１００万円であります。この金額は、総務省が出している直近の類似団体比較で見ますと、那須烏山市と人口規模、産業構造の状況が似ている全国の８２市における１人当たりの平均基金残高は１１万４，０００円に対し、那須烏山市の１人当たりの平均基金残高は３２万６，０００円になります。つまり、本市の基

金残高は、全国の本市と似ている８２市の人口１人当たりの基金残高の平均の２．８倍になります。ちなみに、この数字は本市の財政調整基金２６億６，０００万円及び減債基金３億３，０００万円を除いた数字です。

令和６年８月に日本銀行は、平成２５年から１３年間実施してきた異次元緩和措置による金利のつかない政策から１８０度政策転換を図り、金利のある政策へ移行し、現在も、さらなる金利引上げの過程にあります。

そこで、まずは本市の多大な基金の運用について、市長の取組方針を伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　基金の運用方針についてお答えいたします。

本市の基金運用につきましては、平成２９年に策定しました那須烏山市公金等管理運用に関する基準に基づき、元本の安全性を最優先としながら、短期的な運用は定期預金、中長期的な運用は債権と分散運用しております。日本銀行の金利引上げに伴う経済環境の変化を受けて、本市といたしましても、経済状況や金利動向を注視しながら、より優位な運用方法の検討を進めているところであります。

具体的には、国債と比較してより高い利回りが期待できる地方債の選択をはじめ、ＳＤＧｓ債や、社会地域貢献の視点を取り入れた金融商品の導入についても検討してまいります。

基金の運用に当たりましては、安全性を確保しながら利子収入の増加を図ることで、市の自主財源確保に努めていることとしておりますが、その指標となるものとして、現在、公金管理運用計画の策定を進めており、計画に基づき適切に運用していきたいと考えております。

私が市長になった頃には、国債を買うとかはしていましたけど、なかなか地方債とかまでには手を出せずに、渋井議員の後押しがあって、随分こういうものを購入するということができるようになってきました。また地域も変わってきましたので、本当にこういうことができるようになったことが、今の運用の影響が出ていると思います。

○議長（相馬正典）　　２番束原勇二議員。

○２番（束原勇二）　　ただいまの市長の御答弁により、本市の基金の運用に関し、これまでのスタンスから切替え、基金の積極運用にかじを切り替えたことが分かりました。

市長の基金の運用方針を踏まえた上で、これまでの本市の基金の運用状況についてお伺いいたします。

日本銀行の政策金利の変更は令和６年８月に実施されたため、それを境に本市の基金の運用状況がどのように変化したか、令和５年度と令和７年度の預金以外、つまり、債券の運用状況をお伺いします。

まず初めに、債券の取引金融機関は幾つあるか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　債券等の取引金融機関数についてお答えをいたします。

令和５年度は２社との取引でしたが、令和７年度は５社へと拡大し、複数の証券会社等と取引をすることにより、より有利な運用機会の確保に努めているところでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　次に、債券の運用件数は何件になるかお伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　債券の運用件数についてお答えをいたします。

令和５年度の累計６件から、令和７年度には累計１１件と増加をしました。多様な債権を活用することを進めることで、基金の効率的な運用に努めております。御理解をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　次に、債券の購入残高が幾らになるかをお伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　債券等の購入残高についてお答えいたします。

令和５年の１０億４，０００万円から、令和７年度には１４億９，０００万円と増額をいたしました。運用額を増額することにより、基金からの安定した利子収入の確保にも努めているところでありますので、御理解願います。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　次に、債券のそれぞれ単年度の平均利回りは幾らになるかお伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　債券の単年度の平均利回り額についてお答えいたします。

債券の新規購入分に対する平均利回りにつきましては、令和５年度は０．９３８％でございましたが、令和７年度には１．８１％と、ほぼ倍増している状況でありますので、御確認をお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　最後に、債権だけでなく定期預金も含めた全ての基金運用の単年度の利子収入は幾らであったか、お伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　基金の単年度の利子収入額についてお答えいたします。

預金・債権を含んだ単年度の利子収入額は、令和５年度の３５４万円から、令和７年度には３，１７２万円と大幅に増額をいたしました。この増額は、取引金融機関の拡大、運用件数の増加、平均利回りの向上が相乗効果をもたらした結果であり、市の自主財源確保に大きく貢献をしております。

今後も各商品の金利を比較しますとともに、安全性を確保した上で収益性の高い運用に努めてまいる所存でありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　２番束原勇二議員。

○２番（束原勇二）　　御答弁内容からしますと、令和７年度の利子収入は令和６年度のおよそ約９倍になりました。債権の残高はそれほど増えていないのに、単年度利子収入が大幅に増加したのは、定期預金の金利の上昇もあるかとは思いますが、債権の銘柄入替えを積極的になされたことが分かります。

本市の基金運用は、既にこれまでの金利がつかないという先入観から脱却し、基金の積極的運用にかじを切られたことが分かり、安心するとともに、大変心強く感じました。

次に、本市の今後の基金運用体制のさらなる強化についてお伺いします。

本市が基金の積極運用にかじを切られたことはよく分かりましたが、全国他市の基金運用体制を見ますと、基金運用に対して、取組の組織化、明文化が図られ、運用決定のプロセスでの合議制や材料判断の可視化により、今後の経済情勢の変化に素早く、かつ的確に対応しようとする姿勢が見受けられます。

そこで本市の場合には、各基金の運用については、それぞれ基金の条例の中に管理の項目がございますが、その記載はやや簡略的であり、これをもって担当課が基金の運用をすることは、多少の迷いを生じさせることが懸念されます。

そこで、本市の基金運用体制をさらに強化するために、以下の設置並びに制定をすべきと考えます。

１つ、公金管理委員会の設置。公金管理委員会の設置につきましては、基金の総合的管理について庁内の横断的情報交換及び必要な検討を行うため、一例を挙げれば、副市長を委員長として基金に関係する各課の課長をもって構成するものです。

２つ、公金の保管及び運用基準の制定。主な内容として、担当者の基本的遵守事項、歳計現金の管理及び運用、基金の管理及び運用などを規定したものです。

３つ目、債券運用方針の制定。債券運用の基準、運用及び管理体制、債権管理記録などを規定したものです。

４つ、年度ごとに市資金管理計画の作成。公金管理委員会での資料として、各取引金融機関からの時事情報の収集、運用状況の把握、保管債権の周知・確認、基金の運用状況の報告等を

行うものです。

以上の４つの項目について、市長の取組に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　公金運用体制のさらなる強化の４項目についてお答えいたします。

１つ目の公金管理委員会の設置につきましては、現在の公金運用は会計課が窓口となり、市内の金融機関や複数の証券会社から情報を収集し、安全性を最優先しつつ、収益性も配慮した運用に努めてきたところであります。

県内におきましても、議員御質問のような委員会組織を設置している市町は少なく、かつ庁内組織として運用している実情でございました。こうした状況を踏まえ、現時点におきましては、直ちに委員会を新設するのではなく、引き続き、現在の仕組みの中で適切かつ安定的な運用に万全を期してまいりたいと考えております。

２つ目の公金の保管及び運用基準の制定につきましては、平成２９年に那須烏山市公金等の管理運用に関する基準を策定しており、今後も、本基準に基づき公金を安全に保管運用してまいります。

３つ目の債券運用指針の策定については、先ほどもお答えしたとおり、公金管理運用計画の策定を進めているところであり、この計画の中で運用方法や期間、手続、リスク管理等について記載をしていく予定としております。

４つ目の市の資金管理計画の年度ごとの作成につきましては、現時点においては、想定はしておりません。まずは現在、鋭意進めております公金管理運用計画の策定に基づく適切な運用を基本としつつ、今後の社会情勢の動向を勘案しながら、適宜見直しを行ってまいる考えでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　２番束原勇二議員。

○２番（束原勇二）　　先ほど私が申し上げたとおり、本市の基金残高は、全国における本市と同様の市の基金残高の３倍近くもあります。

ただいまの市長の御答弁に対し、本市は基金の精緻な運用により多大な利子収入を得ることができます。このことは本市の大きなチャンスであり、アドバンテージであるとも考えます。ぜひとも引き続き、できるところからでも結構です。御検討をよろしくお願いいたします。

まとめとして、本市の基金運用は時代の流れを読み取り、積極的運用に切り替わりましたが、基金総額に対する債券の運用割合割合は、まだ１割程度です。他の自治体によっては、基金の運用割合目標を債権３割、預金７割とするところもあり、本市の場合は、まだまだ基金の運用に余地ありと考えます。

ちなみに今月、９月募集の中期国債の金利は３年物で１．９６％、５年物は２．２４％です。

仮に１００億円の３割、３０億円を２％で運用すれば、１年で６，０００万円の利子収入となります。しかも地方公共団体は、所得税法第１１条第１項の規定により、全ての利子は非課税です。

また、今朝の新聞によれば、日本銀行が物価上昇を抑えるため、今月、政策金利を１％から１．２５％へ引き上げるとの記事が出ておりました。０．２５％は僅かであると感じるかもしれませんが、利子の実額で２５％の増額となり、そのまま国債の金利に反映されたとすると、６，０００万円の利子が７，５００万円になります。しかも今回、日本銀行の利上げのペースは、従来よりも早まろうとしております。

ぜひとも、リスク回避はもちろんですが、現在の物価高に負けないよう、より高い運用実績が上げられますよう、慎重かつ積極的な基金の運用を引き続きお願い申し上げます。

２つ目の質問に移ります。那須烏山市の制度融資の取組についてお伺いいたします。

令和８年２月に始まったイラン紛争により、国内中小企業のおよそ４割以上が、経営において何らかのマイナスの影響を受けております。ナフサをはじめとする素材・原材料の高騰、エネルギー輸送費の負担増による、ガソリン、電気、ガスの高騰、さらには、思うようにいかない顧客への価格転嫁の難航が現在も続いております。よって、市内事業者においても、資金繰りや収益の悪化が懸念されます。

そこで、今回、本市の制度融資を取り扱う３つの金融機関へ、市制度融資、運転資金のヒアリングを行ったところ、同制度融資の枠については、いずれの金融機関とも、それぞれの融資枠の上限に達しているとのことでした。

本制度融資は、金融機関にとっては市からの預託金があり、また、資金を希望する借手の事業者にとっては、栃木県信用保証協会の保証料が本市により補填されることから、極めて事業者に配慮した借入れニーズが高い制度融資となっております。

本市のにぎわいの創出には、市内事業者皆が元気であることが大前提であり、この制度融資が、市内事業者の隆盛に間違いなく寄与するものと考え、市政の中でも最も重要な施策であると考えます。

よって、令和９年度からの各金融機関の当該融資枠の増額を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　融資枠の増額の検討についてお答えいたします。

本市では、中小企業振興資金により、市内金融機関を通して運転資金等の融資を実行し、市内事業者が事業資金を確保できるよう支援を行っております。

融資につきましては、限度額を預託額の４倍の協調倍率に定めており、金融機関が、その範

囲内で実行しているところであります。また、貸付けの状況につきましては、金融機関から毎月提出される実績報告により、運転資金等の融資枠における貸付残高を確認しており、事業資金融資の需要が多い実情を把握しております。

栃木県が、本年６月から７月にかけて新制度融資新設のため実施した、県内製造業の事業者に対して実施したアンケートでは、中東情勢の影響によるエネルギー価格の上昇や、長引く原材料費の高騰等により、多くの企業が何らかの影響を受けているとの回答結果が得られました。

このアンケート結果が示すとおり、エネルギー原材料価格の直撃は、市内事業者にとっても決して例外ではなく、市内経済の先行きに対して非常に大きな懸念を抱いているところでもあります。

このようなことから、市内事業者の経営に多大なる影響を及ぼすおそれがあるため、短期的政策としまして、栃木県信用保証協会及び市内金融機関との協議により、協調倍率を４．５倍に引き上げる方向で調整に着手しているところでございます。

また、融資枠の増額に伴い、栃木県信用保証協会への特別保証制度負担金及び信用保証料補助金の増額も見込まれることから、必要に応じて補正予算にて対応をしてまいります。

さらに預託額の増額につきましては、融資実行の状況を踏まえ、来年度当初予算による対応も検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　ただいまの市長の御答弁から、既に緊急に融資枠が１割強増額されようとしていること、さらには、融資枠増額に対する栃木県信用保証協会との協議を行い、特別保証制度負担金並びに信用保証料の補助金の増額に対する補正予算での対応、さらには、新年度の当初予算での対応も御検討いただけるということで、迅速かつ的確な財政措置に感謝申し上げます。

次に、栃木県制度融資物価高騰等緊急対策資金の本市事業者への周知について伺います。

令和８年度栃木県制度融資経営安定資金の中の物価高騰等緊急対策資金は、本年４月より物価高騰等の影響対策資金として緊急に設定された融資制度であり、融資限度額１億円、融資期間１０年以内、うち返済据置き２年以内。金利も１．３％から１．５％の固定金利と、極めて借手にとって有効と思われる県制度融資であります。先ほど申し上げました９月発行の中期国債よりも金利が安いということになります。

企業にとっては先の見えにくい世界情勢の中、手元流動性資金を手厚くしておきたいというニーズは高止まりしております。他方、各金融機関では業務の多様化もあり、本制度融資を全ての事業者へ周知することは困難であると考えます。

そこで、本市の経済・商業の発展のため、本市としても、法人及び事業者への物価高騰等緊

急対策資金の周知を検討されてはどうか伺います。

○議長（相馬正典）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　栃木県物価高騰等緊急対策資金についてお答えいたします。

栃木県による制度融資メニューのうち、資金繰り支援を目的として物価高騰等緊急対策資金が、本年４月から開始されております。本制度融資は、物価高騰の影響により売上高や利率、利益率が減少している事業者の皆さんが、低金利で借入れを行うことができる有利な制度となっております。

市ホームページ等も通して各種の制度融資を御案内しておりますが、市内金融機関や商工会とも連携を図りながら、より一層の分かりやすい制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　２番東原勇二議員。

○２番（東原勇二）　　前向きな御答弁をいただきました。

栃木県制度融資物価高騰等緊急対策資金は、融資限度額１億円と、規模の大きい事業者に対応するための資金であります。まとめとして、本市の一定規模の事業者に対する支援策として、本県制度融資を周知することは大変有意義であると考えます。早急に対応されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（相馬正典）　　以上で、２番東原勇二議員の一般質問は終了をいたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（相馬正典）　　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、９月４日金曜日午前１０時に開きます。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでございました。

［午後　３時０１分散会］